

○運転者等の講習に関する規程（平成2年8月30日公委規程第3号）

[沿革] 平成4年5月公委規程第4号、10月第7号、5年6月第2号、7年6月第2号、8年3月第3号、10月第5号、10年9月第6号、11年10月第2号、12月第3号、12年3月第2号、10月第5号、13年3月第2号、第3号、4月第4号、14年5月第5号、16年3月第1号、10月第3号、17年6月第3号、19年3月第2号、6月第6号、20年7月第7号、21年5月第2号、22年2月第1号、25年3月第1号、8月第6号、10月第7号、26年5月第2号、6月第4号、27年5月第3号、28年3月第3号、29年3月第1号、30年3月第3号、31年4月第3号、令和元年6月第4号、2年2月第1号、3年1月第1号、12月第4号、4年3月第2号、5月第3号、5年6月第4号改正

運転者等の講習に関する規程（昭和47年8月奈良県公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 安全運転管理者等講習（第9条—第13条）
- 第3章 取消処分者講習（第14条—第18条の2）
- 第4章 停止処分者講習（第19条—第26条）
- 第4章の2 大型車講習（第26条の2—第26条の6）
- 第4章の3 中型車講習（第26条の7—第26条の11）
- 第4章の4 準中型車講習（第26条の12—第26条の16）
- 第5章 普通車講習（第27条—第32条）
- 第6章 大型二輪車講習（第33条—第37条）
- 第6章の2 普通二輪車講習（第37条の2—第37条の6）
- 第7章 応急救護処置講習（第38条—第42条）
- 第8章 原付講習（第43条—第47条）
- 第8章の2 旅客車講習（第47条の2—第47条の6）
- 第9章 指定自動車教習所職員講習（第48条—第52条）
- 第10章 初心運転者講習（第53条—第57条）
- 第11章 更新時講習（第58条—第62条）
- 第12章 高齢者講習（第62条の2—第62条の10）
- 第13章 違反者講習（第62条の11—第62条の19）
- 第13章の2 若年運転者講習（第62条の20—第62条の24）
- 第13章の3 特定小型原動機付自転車運転者講習（第62条の25—第62条の32）

第13章の4 自転車運転者講習（第62条の33—第62条の40）

第14章 特定任意講習（第63条—第68条）

第15章 削除

第16章 特定任意高齢者講習（第75条—第81条）

第17章 認知機能検査員講習（第82条—第86条）

第18章 補則（第87条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項及び第2項、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）並びに運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下この章において「講習」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（講習の種別）

第2条 講習の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 安全運転管理者等講習（法第108条の2第1項第1号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (2) 取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (3) 停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (4) 大型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (5) 中型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (6) 準中型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (7) 普通車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (8) 大型二輪車講習（法第108条の2第1項第5号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (9) 普通二輪車講習（法第108条の2第1項第5号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (10) 応急救護処置講習（法第108条の2第1項第8号に規定する講習をいう。以下同

じ。)

- (11) 原付講習（法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (12) 旅客車講習（法第108条の2第1項第7号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (13) 指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (14) 初心運転者講習（法第108条の2第1項第10号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (15) 更新時講習（法第108条の2第1項第11号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (16) 高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (17) 違反者講習（法第108条の2第1項第13号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (18) 若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (19) 特定小型原動機付自転車運転者講習（法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (20) 自転車運転者講習（法第108条の2第1項第16号に規定する講習をいう。以下同じ。）
- (21) 特定任意講習（法第108条の2第2項の規定により実施する講習のうち、講習規則第2条に定める基準に適合する講習をいう。以下同じ。）
- (22) 特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定により実施する講習のうち、講習規則第1条に定める基準に適合する講習をいう。以下同じ。）
- (23) 認知機能検査員講習（講習規則第4条第2項第1号ロに規定する講習をいう。以下同じ。）

（講習の委託及び指定）

第3条 公安委員会は、法第108条の2第3項及び規則第38条の3の規定に基づき、前条各号（第2号、第14号、第18号及び第23号を除く。）に掲げる講習の実施の全部又は一部を委託することができるものとする。この場合において、委託は、契約書を作成して行うものとする。

2 公安委員会は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習を、法第108条の4の規定に基づき指定した一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができるものとする。

（講習指導員の承認）

第4条 公安委員会は、第2条各号（第1号、第2号、第13号、第14号、第18号、第19号、第20号及び第23号を除く。）に掲げる講習を前条第1項の規定に基づき委託して

行う場合は、同項の規定による講習の実施の委託を受けたもの（以下「講習受託機関」という。）に対して、当該講習の指導員になろうとする者に係る講習指導員承認申請書（別記様式第1号）の提出を求め、適当と認めるときは、講習指導員承認通知書（別記様式第2号）により承認するものとする。

（講習の方法）

第5条 講習は、視聴覚方式、講義方式、討議方式、個別診断方式、実技方式等の方法によって行う。

（講習の秩序を乱した者等に対する措置）

第6条 公安委員会、講習受託機関又は指定講習機関は、講習を効果的に実施するため、講習の秩序を乱した受講者について、退場を命ずることができるものとする。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者及び講習の途中で自ら退場した者については、当該講習は終了しなかったものとみなす。

（講習実施結果の報告）

第7条 公安委員会は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習を指定講習機関に、違反者講習、特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を講習受託機関に行わせるときは、当該講習の実施結果を講習の区分に応じて取消処分者講習結果報告書（別記様式第2号の2）、初心運転者講習結果報告書（別記様式第3号）、違反者講習結果報告書（別記様式第3号の2）、若年運転者講習結果報告書（別記様式第3号の3）、特定小型原動機付自転車運転者講習実施結果報告書（別記様式第3号の4）又は自転車運転者講習実施結果報告書（別記様式第3号の5）により、講習日（取消処分者講習及び若年運転者講習にあつては講習終了日）ごとに報告をさせるものとする。

（国家公安委員会への報告）

第8条 公安委員会は、取消処分者講習、初心運転者講習、違反者講習、若年運転者講習、特定小型原動機付自転車運転者講習若しくは自転車運転者講習を終了した者、特定小型原動機付自転車危険行為（法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。以下同じ。）若しくは自転車危険行為（同条第2項に規定する自転車危険行為をいう。以下同じ。）をした者又は同条の規定による命令（以下「受講命令」という。）を受けた者については、速やかに国家公安委員会へ報告をするものとする。

## 第2章 安全運転管理者等講習

（講習計画の策定）

第9条 安全運転管理者等講習は、受講対象者のすべてがおおむね年1回受講するよう

指定した年間計画を策定して実施するものとする。

2 講習受託機関が作成する年間講習実施計画については、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

(講習通知)

第10条 前条による講習実施の通知は、規則別記様式第22の9により講習日の30日前までに、当該安全運転管理者等を選任した使用者に対して行うものとする。

(講習内容)

第11条 安全運転管理者等講習は、安全運転管理者等講習の講習科目に関する基準(別表第1)により行うものとする。

(講習の場所)

第12条 安全運転管理者等講習は、警察署その他公安委員会が相当と認めた施設において行うものとする。

(受講証明書)

第13条 公安委員会は、安全運転管理者等が安全運転管理者等講習を受講した場合は、受講証明書(別記様式第4号)を交付するものとする。

### 第3章 取消処分者講習

(講習日等の指定)

第14条 公安委員会は、取消処分者講習を受けようとする者(次項において「申出者」という。)から講習日及び講習場所(以下「講習日等」という。)の指定の申出を受けたときは、取消処分者講習日等指定申出書(別記様式第5号。次項において「申出書」という。)を提出させるものとする。

2 公安委員会は、申出書の記載事項に誤りのないことを確認の上、取消処分者講習受講申請書(別記様式第6号)の講習日等指定欄に所要の事項を記載し、申出者に交付するものとする。

(受講申請の受理)

第15条 公安委員会又は指定講習機関は、取消処分者講習を受けようとする者(前条の規定により講習日等の指定を受けている者に限る。)に対し、取消処分者講習受講申請書に写真2枚を添付して提出させ、講習日等及び本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習内容)

第16条 取消処分者講習は、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する基準(別表第2)により行うものとする。ただし、飲酒取消講習(取消処分者講習のうち、次の各号のいずれかに該当する者が受講する講習をいう。以下同じ。)は、飲酒取消講

習の講習科目及び時間割等に関する基準（別表第2の2）により行うものとする。

- (1) 運転免許の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（次号において「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者  
（講習の場所）

第17条 取消処分者講習は、運転免許センター（交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。））が、運転免許に関する事務を行う施設をいう。以下同じ。）、公安委員会の指定する道路その他公安委員会が適当と認めた施設及び路上コースにおいて行うものとする。

（講習終了証明書の交付又は再交付）

第18条 公安委員会又は指定講習機関は、取消処分者講習を終了したときは、受講者本人の写真をちょう付した取消処分者講習終了証明書（別記様式第7号）正副2通を作成の上、正本を当該受講者に交付し、副本を保管するものとする。この場合において、指定講習機関が取消処分者講習終了証明書を交付したときは、その都度、当該終了証明書の写しを公安委員会に送付させるものとする。

2 公安委員会又は指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者が、取消処分者講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第8号）により再交付するものとする。この場合において、指定講習機関が取消処分者講習終了証明書を再交付したときは、速やかに公安委員会に報告させるものとする。

（取消処分者講習等に係る報告）

第18条の2 公安委員会は、第7条に規定する講習実施結果の報告その他別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる場合には、指定講習機関に対し必要な報告を行わせるものとする。

- (1) 第14条に規定する講習日等の指定の申出が指定講習機関に対して行われたとき。
- (2) 講習日等の指定を受けていない者から第15条に規定する受講申請が指定講習機関に対して行われたとき。

#### 第4章 停止処分者講習

（講習区分）

第19条 停止処分者講習は、運転免許の保留若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間（以下「免許の保留等の期間」という。）を基準として次の区分に

より行うものとする。

(1) 短期講習

免許の保留等の期間が40日未満の者に対する講習

(2) 中期講習

免許の保留等の期間が40日以上90日未満の者に対する講習

(3) 長期講習

免許の保留等の期間が90日以上の者に対する講習

(講習内容)

第20条 停止処分者講習は、停止処分者講習の講習科目に関する基準（別表第3）により行うものとする。

(学級編成)

第21条 停止処分者講習の学級編成は、第19条各号に規定する講習区分ごとに受講者の処分理由等に応じ特別学級及び一般学級を設けるものとする。

(講習申出)

第22条 停止処分者講習を受けようとする者は、停止処分者講習申出書（別記様式第9号）を公安委員会に提出しなければならない。

(講習の場所)

第23条 停止処分者講習は、奈良県安全運転学校（運転免許課が管理する停止処分者講習及び違反者講習を行うための施設をいう。以下同じ。）その他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(考査の実施及び方法)

第24条 停止処分者講習の修得状況及び効果を確認するため、講習全般の内容の中から正誤式又は選択式の筆記による考査を行うものとする。

(不正行為等の措置)

第25条 公安委員会又は講習受託機関は、前条の考査について、不正の行為を行った受講者を退場させるものとする。

2 前項の規定により退場させられた受講者については、当該講習は終了しなかったものとみなす。

(再考査等)

第26条 停止処分者講習に係る考査の成績が50%未満の受講者から、再受講及び再考査の申請があったときは、別に日を指定して当該講習又は考査を受けさせるものとする。

2 第19条から前条までの規定は、前項の再受講及び再考査について準用する。

第4章の2 大型車講習

(講習の対象者)

第26条の2 大型車講習は、大型免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

(受講申請の受理)

第26条の3 公安委員会又は講習受託機関は、大型車講習を受けようとする者に対し、大型車講習受講申請書(別記様式第9号の2)を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の内容)

第26条の4 大型車講習は、大型車講習及び中型車講習の講習科目に関する基準(別表第3の2)により行うものとする。

(講習の場所)

第26条の5 大型車講習は、運転免許センター、公安委員会の指定する道路その他公安委員会が適当と認めた施設及び路上コースにおいて行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第26条の6 公安委員会は、大型車講習を終了した者からの申出により、大型車講習終了証明書(規則別記様式第22の10の2)を交付するものとする。

2 大型車講習を終了した者が、大型車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、大型車講習終了証明書再交付申請書(別記様式第9号の3)により再交付するものとする。

#### 第4章の3 中型車講習

(講習の対象者)

第26条の7 中型車講習は、中型免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

(受講申請の受理)

第26条の8 公安委員会又は講習受託機関は、中型車講習を受けようとする者に対し、中型車講習受講申請書(別記様式第9号の4)を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の内容)

第26条の9 中型車講習は、大型車講習及び中型車講習の講習科目に関する基準により行うものとする。

(講習の場所)

第26条の10 中型車講習は、運転免許センター、公安委員会の指定する道路その他公安委員会が適当と認めた施設及び路上コースにおいて行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第26条の11 公安委員会は、中型車講習を終了した者からの申出により、中型車講習終

了証明書（規則別記様式第22の10の2の2）を交付するものとする。

- 2 中型車講習を終了した者が、中型車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、中型車講習終了証明書再交付申請書（別記様式第9号の5）により再交付するものとする。

#### 第4章の4 準中型車講習

（講習の対象者）

第26条の12 準中型車講習は、準中型免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

（受講申請の受理）

第26条の13 公安委員会又は講習受託機関は、準中型車講習を受けようとする者に対し、準中型車講習受講申請書（別記様式第9号の6）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

（講習の内容）

第26条の14 準中型車講習は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする

- (1) 普通免許を受けている者 準中型車講習の講習科目に関する基準（別表第3の3）により行う。
- (2) 普通免許を受けていない者 前号の基準に加え、第30条の基準を準用して行う。

（講習の場所）

第26条の15 準中型車講習は、運転免許センター、公安委員会の指定する道路その他公安委員会が適当と認めた施設及び路上コースにおいて行うものとする。

（講習終了証明書の交付又は再交付）

第26条の16 公安委員会は、準中型車講習を終了した者からの申出により、準中型車講習終了証明書（規則別記様式第22の10の2の3）を交付するものとする。

- 2 準中型車講習を終了した者が、準中型車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又は毀損した場合で、再交付を申し出たときは、準中型車講習終了証明書再交付申請書（別記様式第9号の7）により再交付するものとする。

#### 第5章 普通車講習

（講習の対象者）

第27条 普通車講習は、普通免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

（受講申請の受理）

第28条 公安委員会又は講習受託機関は、普通車講習を受けようとする者に対し、普通車講習受講申請書（別記様式第10号）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の区分)

第29条 普通車講習は、次の各号に定める講習を行うものとする。

- (1) 危険予測講習 普通自動車の運転に係る危険の予測その他安全な運転に必要な知識及び技能に関する講習をいう。
- (2) 高速道路講習 高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転に必要な知識及び技能に関する講習をいう。

(講習の内容)

第30条 普通車講習は、普通車講習の講習科目に関する基準（別表第4）により行うものとする。

(講習の場所)

第31条 普通車講習は、運転免許センター、公安委員会の指定する道路その他公安委員会が適当と認めた施設及び路上コースにおいて行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第32条 公安委員会は、普通車講習を終了した者からの申出により、普通車講習終了証明書（規則別記様式第22の10の2の4）を交付するものとする。

- 2 普通車講習を終了した者が、普通車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、普通車講習終了証明書再交付申請書（別記様式第11号）により再交付するものとする。

## 第6章 大型二輪車講習

(講習の対象者)

第33条 大型二輪車講習は、大型二輪免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

(受講申請の受理)

第34条 公安委員会又は講習受託機関は、大型二輪車講習を受けようとする者に対し、大型二輪車講習受講申請書（別記様式第12号）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の内容)

第35条 大型二輪車講習は、大型・普通二輪車講習の講習科目に関する基準（別表第5）により行うものとする。

(講習の場所)

第36条 大型二輪車講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第37条 公安委員会は、大型二輪車講習を終了した者からの申出により、大型二輪車講習

習終了証明書（規則別記様式第22の10の3）を交付するものとする。

- 2 大型二輪車講習を終了した者が、大型二輪車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、大型二輪車講習終了証明書再交付申請書（別記様式第13号）により再交付するものとする。

#### 第6章の2 普通二輪車講習

（講習の対象者）

第37条の2 普通二輪車講習は、普通二輪免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

（受講申請の受理）

第37条の3 公安委員会又は講習受託機関は、普通二輪車講習を受けようとする者に対し、普通二輪車講習受講申請書（別記様式第13号の2）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

（講習の内容）

第37条の4 普通二輪車講習は、大型・普通二輪車講習の講習科目に関する基準により行うものとする。

（講習の場所）

第37条の5 普通二輪車講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

（講習終了証明書の交付又は再交付）

第37条の6 公安委員会は、普通二輪車講習を終了した者からの申出により、普通二輪車講習終了証明書（規則別記様式第22の10の3の2）を交付するものとする。

- 2 普通二輪車講習を終了した者が、普通二輪車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、普通二輪車講習終了証明書再交付申請書（別記様式第13号の3）により再交付するものとする。

#### 第7章 応急救護処置講習

（講習の対象者）

第38条 応急救護処置講習は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者を対象に行うものとする。

（受講申請の受理）

第39条 公安委員会又は講習受託機関は、応急救護処置講習を受けようとする者に対し、応急救護処置講習（一）・（二）受講申請書（別記様式第14号）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の内容)

第40条 応急救護処置講習は、第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目に関する基準（別表第6）又は第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目に関する基準（別表第6の2）により行うものとする。

(講習の場所)

第41条 応急救護処置講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第42条 公安委員会は、応急救護処置講習を終了した者からの申出により、応急救護処置講習（一）終了証明書（規則別記様式第22の10の6）又は応急救護処置講習（二）終了証明書（規則別記様式第22の10の6の2）を交付するものとする。

2 応急救護処置講習を終了した者が、応急救護処置講習（一）終了証明書又は応急救護処置講習（二）終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、応急救護処置講習（一）・（二）終了証明書再交付申請書（別記様式第15号）により再交付するものとする。

## 第8章 原付講習

(講習の対象者)

第43条 原付講習は、原則として、原付免許試験の合格者を対象に行うものとする。

(受講申請の受理)

第44条 公安委員会又は講習受託機関は、原付講習を受けようとする者に対し、原付講習受講申請書（別記様式第16号）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習内容)

第45条 原付講習は、原付講習の講習科目及び時間割り等に関する基準（別表第7）により行うものとする。

(講習の場所)

第46条 原付講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第47条 公安委員会は、原付講習を終了した者の申出により、原付講習終了証明書（規則別記様式第22の10の4）を交付するものとする。

2 前項に定める原付講習終了証明書の交付を受けた者が、原付講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、原付講習終了証明書再

交付申請書（別記様式第17号）により再交付するものとする。

## 第8章の2 旅客車講習

（講習の対象者）

第47条の2 旅客車講習は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許試験に合格した者を対象に行うものとする。

（受講申請の受理）

第47条の3 公安委員会又は講習受託機関は、旅客車講習を受けようとする者に対し、（大型・中型・普通）旅客車講習受講申請書（別記様式第17号の2）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

（講習の内容）

第47条の4 旅客車講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目に関する基準（別表第7の2）により行うものとする。

（講習の場所）

第47条の5 旅客車講習は、運転免許センター、公安委員会の指定する道路その他公安委員会が適当と認めた施設及び路上コースにおいて行うものとする。

（講習終了証明書の交付又は再交付）

第47条の6 公安委員会は、旅客車講習を終了した者からの申出により、大型旅客車講習終了証明書（規則別記様式第22の10の5）、中型旅客車講習終了証明書（規則別記様式第22の10の5の2）又は普通旅客車講習終了証明書（規則別記様式第22の10の5の3）を交付するものとする。

2 旅客車講習を終了した者が、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、（大型・中型・普通）旅客車講習終了証明書再交付申請書（別記様式第17号の3）により再交付するものとする。

## 第9章 指定自動車教習所職員講習

（講習計画の策定）

第48条 指定自動車教習所職員講習（以下「職員講習」という。）は、受講対象者のすべてが原則として年1回受講するよう指定した年間計画を策定して実施するものとする。

2 講習受託機関が作成する年間講習実施計画については、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

（講習通知）

第49条 職員講習実施の通知は、規則別記様式第22の10により、当該講習日の10日前ま

でに当該指定自動車教習所の管理者に対して行うものとする。

(講習内容)

第50条 職員講習は、指定自動車教習所職員講習の講習科目及び時間割等（別表第8）により行うものとする。

(講習の場所)

第51条 職員講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習修了証の交付)

第52条 公安委員会は、職員講習を修了した者に対し、講習修了証（別記様式第17号の4）を交付するものとする。

## 第10章 初心運転者講習

(講習通知)

第53条 公安委員会が行う法第108条の3第1項に基づく初心運転者講習の通知は、受講対象者に対し、初心運転者講習通知書（規則別記様式第22の11）を送付して行うものとし、受講を希望する者に受講の申出を行わせるものとする。

2 公安委員会は、前項の申出を受けた場合は、受講場所及び受講日時を指定し、受講場所として指定した指定講習機関に対し、講習受講対象者を初心運転者講習受講予定者通知書（別記様式第18号）により通知するものとする。

(講習移送通知)

第54条 公安委員会は、受講対象者が他の都道府県に転居していることが判明した場合は、初心運転者講習移送通知書（別記様式第19号）により、転居先を管轄する公安委員会へ通知するものとする。

2 公安委員会は、初心運転者講習通知書を他の公安委員会から送付を受けたときは、当該受講対象者に対し、初心運転者講習を行う旨を速やかに通知するものとする。

(講習内容)

第55条 初心運転者講習は、初心運転者講習の講習科目及び時間割り等に関する基準（別表第9）により行うものとする。

(講習の編成)

第56条 初心運転者講習の1回当たりの受講者数は、おおむね15人以内とし、そのうち、場内コース及び路上における運転演習については、1グループ3人以内で行うものとする。

(講習終了証明書の交付)

第57条 指定講習機関は、初心運転者講習を終了した者に対し、初心運転者講習終了証

明書（別記様式第20号）を交付するものとする。

## 第11章 更新時講習

### （講習通知）

第58条 公安委員会が法第101条第3項の規定に定めるところにより送付する書面の様式は、別記様式第20号の2のとおりとする。

### （講習の区分及び方法）

第58条の2 更新時講習は、運転免許証の更新を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）で運転免許試験の一部免除の適用を受けようとするもののうち、運転免許申請書（規則別記様式第12）を提出した日における年齢が70歳未満の者を含む。）の態様に応じ、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習に区分し、いずれも原則として集合方式により行うものとする。

### （受講申請の受理）

第59条 公安委員会又は講習受託機関は、更新時講習を受けようとする者に対し、更新時講習受講申請書（別記様式第20号の2の2）を提出させ、運転免許証等により本人であることを確認した上で受理するものとする。

2 公安委員会又は講習受託機関は、前項の申請を受理したときは、講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、申請の日以外の日講習を実施するときは、更新時講習受講申請書の所定の欄に講習の日時及び場所を記載し、更新時講習受講申請書（本人控）を申請者に交付するものとする。

### （講習の内容）

第60条 更新時講習は、更新時講習の講習科目に関する基準（別表第10）により行うものとする。

### （講習期日）

第61条 更新時講習（特定失効者等に対して行うものを除く。）は、原則として、運転免許証の有効期間が満了する日の2月前から運転免許証の有効期間が満了する日までの間に行うものとする。

2 特定失効者等に対する更新時講習は、原則として当該特定失効者等に係る運転免許証の有効期間の満了日の翌日から運転免許申請書を提出する日までの間に行うものとする。

### （講習の場所）

第62条 更新時講習は、運転免許センター、警察署その他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

## 第12章 高齢者講習

### (講習の対象者)

第62条の2 高齢者講習は、次の各号に掲げる者を対象として、規則第38条第12項に定めるところより行うものとする。

- (1) 運転免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のもの
- (2) 特定失効者等で、運転免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの
- (3) 法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査等を受けた者で、当該臨時認知機能検査等の結果が規則第29条の2の6第1項に規定する基準に該当するもの

### (講習通知)

第62条の3 公安委員会が法第101条の4第5項の規定により行う通知（前条第1号に掲げる者に対する通知に限る。）は、講習対象者の更新期間が満了する日の190日前の日以降に、速やかに当該講習対象者に対して、同項に規定する事項を記載した書面（別記様式第20号の2の3又は別記様式第20号の2の4。以下「高齢者講習通知書」という。）を送付して行うものとする。

2 前条第2号に掲げる者に対する通知は、受講の申出があった都度、高齢者講習通知書を送付して行うものとする。

3 法第101条の7第5項の規定により行う通知は、前条第3号に掲げる者に対して、臨時高齢者講習通知書（規則別記様式第18の7）を送付して行うものとする。

### (受講申請の受理)

第62条の4 公安委員会又は講習受託機関は、高齢者講習を受けようとする者に対し、高齢者講習受講申請書（別記様式第20号の3）を提出させるとともに、高齢者講習通知書又は臨時高齢者講習通知書、運転免許証等により本人であることを確認した上で受理するものとする。

### (講習の内容)

第62条の5 高齢者講習は、高齢者講習の講習科目に関する基準（別表第11）により行うものとする。

### (運転適性検査器材)

第62条の6 高齢者講習のうち、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いて行う検査によるものに基づく指導を行うときは、次の各号に定める器材を使用するものとする。

- (1) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- (2) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

(3) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(学級編成)

第62条の7 高齢者講習は、原則として受講者が取得している運転免許の種別に応じて、講習効果が上がるよう適正な人数で学級を編成して行うものとする。ただし、高齢者講習の科目のうち、共通する科目については、複数の学級を合同して行うことができるものとする。

(講習の場所)

第62条の8 高齢者講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習の期日)

第62条の9 第62条の2第1号に掲げる者に対する高齢者講習は、講習対象者の更新期間が満了する日の6月前の日から更新期間が満了する日までの間で、公安委員会又は講習受託機関が指定する日のうち講習対象者が希望する日に行うものとする。

2 第62条の2第2号に掲げる者に対する高齢者講習は、原則として当該講習対象者に係る更新期間の満了日の翌日から運転免許証申請書を提出する日までの間で、公安委員会又は講習受託機関が指定する日のうち当該講習対象者が希望する日に行うものとする。

3 第62条の2第3号に掲げる者に対する高齢者講習は、法第101条の7第6項に規定する期間に、公安委員会又は講習受託機関が指定する日のうち当該講習対象者が希望する日に行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第62条の10 公安委員会は、高齢者講習を終了した者からの申出により、高齢者講習終了証明書(規則別記様式第22の10の7)を交付するものとする。

2 高齢者講習終了証明書の交付を受けた者が、高齢者講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で再交付を申し出たときは、高齢者講習終了証明書再交付申請書(別記様式第20号の4)により再交付するものとする。

### 第13章 違反者講習

(講習の対象者)

第62条の11 違反者講習は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この条において「令」という。)別表第2の1の表に定める基礎点数が3点以下の一般違反行為(令第33条の2第1項第1号に規定する一般違反行為をいう。)の累積により、令第33条の2第3項に規定する累積点数が6点に該当した者(令別表第2の2の表の交

通事故による付加点数を含んだ累積点数が6点に該当した者を含む。)で、過去3年以内に違反者講習を受講しておらず、かつ、運転免許の保留又は効力の停止処分を受けていないものを対象に行うものとする。

(講習通知)

第62条の12 公安委員会が行う法第108条の3の2に基づく違反者講習の通知は、受講対象者に対し、違反者講習通知書(規則別記様式第22の11の2)により、講習の日時及び場所を指定して行うものとする。

(講習移送通知)

第62条の13 公安委員会は、違反者講習の通知をしようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の都道府県に変更していることが判明したときは、違反者講習移送通知書(別記様式第20号の5又は別記様式第20号の6)により、当該住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から違反者講習移送通知書の送付を受けたときは、当該講習対象者に対し、違反者講習を行う旨を速やかに通知するものとする。

3 公安委員会は、違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、当該講習対象者がその住所地を管轄する都道府県公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、当該公安委員会に対し違反者講習通知移送通知書(別記様式第20号の7又は別記様式第20号の8)を送付するものとする。

4 公安委員会は、違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた場合において、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかったときは、当該講習対象者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する都道府県公安委員会に違反者講習期間経過通知書(別記様式第20号の9又は別記様式第20号の10)を送付するものとする。

(受講申請の受理)

第62条の14 公安委員会又は講習受託機関は、違反者講習を受けようとする者に対し、違反者講習受講申請書(別記様式第20号の11)を提出させるとともに、違反者講習通知書、運転免許証等により本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の区分)

第62条の15 違反者講習は、講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資する活動(以下「社会参加活動」という。)を体験させることを含む講習及び社会参加活動を体験させることを含む講習以外の講習に区分して行うものとする。

(講習の内容)

第62条の16 違反者講習は、違反者講習の講習科目に関する基準(別表第12)により行

うものとする。

- 2 講習科目のうち、社会参加活動の内容、実施方法等については、警察本部長が別に定めるものとする。

(学級編成)

第62条の17 違反者講習の学級は、社会参加活動を体験させることを含む講習及び社会参加活動を体験させることを含む講習以外の講習とも、原則として9人編成とするとともに、受講者の態様に応じて四輪車又は二輪車の学級に区分するものとする。ただし、講習科目のうち運転適性についての診断と指導を行う場合は、1グループ3人以内とするものとする。

- 2 受講人員が少ないため、前項に定める学級を編成することが困難であるときは、前項に定めるところにかかわらず、講習科目の一部について、合同で行うことができるものとする。

(講習の場所)

第62条の18 違反者講習は、奈良県安全運転学校その他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。ただし、講習科目のうち社会参加活動については、警察本部長が適当と認めた道路その他の場所において行うものとする。

(考査の実施及び方法)

第62条の19 違反者講習の修得状況及び効果を確認するため、感想文の作成等筆記による考査を行うものとする。

## 第13章の2 若年運転者講習

(講習通知)

第62条の20 公安委員会が行う法第108条の3の3に基づく若年運転者講習の通知は、受講対象者に対し、若年運転者講習通知書(規則別記様式第22の11の2の2)を送付して行うものとし、受講を希望する者に受講の申出を行わせるものとする。

- 2 公安委員会は、前項の申出を受けた場合は、受講場所及び受講日時を指定し、受講場所として指定した指定講習機関に対し、講習受講対象者を若年運転者講習受講予定者通知書(別記様式第20号の12)により通知するものとする。

(講習移送通知)

第62条の21 公安委員会は、受講対象者が他の都道府県に転居していることが判明した場合は、若年運転者講習移送通知書(別記様式第20号の13)により、転居先を管轄する公安委員会へ通知するものとする。

- 2 公安委員会は、若年運転者講習通知書を他の公安委員会から送付を受けたときは、当該受講対象者に対し、若年運転者講習を行う旨を速やかに通知するものとする。

(講習内容)

第62条の22 若年運転者講習は、若年運転者講習の講習科目及び時間割等に関する基準(別表第13)により行うものとする。

(学級編成)

第62条の23 若年運転者講習は、1学級3人の編成を基準とし、1学級につき講習指導員1人を配置することを原則とする。

(講習終了証明書の交付)

第62条の24 指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書(別記様式第20号の14)を交付するものとする。

### 第13章の3 特定小型原動機付自転車運転者講習

(受講命令の基準)

第62条の25 公安委員会は、特定小型原動機付自転車危険行為をした特定小型原動機付自転車の運転者であって、当該特定小型原動機付自転車危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の特定小型原動機付自転車危険行為をしたものについて、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における危険を生じさせるおそれがないと認める場合を除き、受講命令をするものとする。

(受講命令の決定)

第62条の26 公安委員会は、前条の規定に該当すると認めるときは、当該特定小型原動機付自転車の運転者に対し、弁明の機会を付与した上で、受講命令を決定するものとする。

(受講命令)

第62条の27 受講命令は、前条の規定により受講命令の決定を受けた者(次項及び次条において「被命令者」という。)に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書(規則別記様式第22の11の3。次項及び次条において「受講命令書」という。)及び教示事項(別記様式第20号の15)を交付して行うものとする。

2 被命令者に対し受講命令書を交付したときは、被命令者から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第20号の16)を徴しておくものとする。

(受講命令の通知等)

第62条の28 公安委員会は、受講命令を決定した場合において、被命令者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、特定小型原動機付自転車命令通知書(別記様式第20号の17)により、当該住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。この場合において、他の都道府県公安委員会に受講命令書の交付を依頼する必要があるときは、当該受講命令書及び教示事項を添付するものとする。

- 2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から、奈良県内に住所を有する被命令者に対する受講命令書の交付の依頼を受けた場合は、速やかに当該受講命令書を交付するものとする。
- 3 公安委員会は、他の都道府県公安委員会からの通知により、奈良県内に住所を有する被命令者に対して特定小型原動機付自転車運転者講習を実施する必要があると認めるときは、次条から第62条の32までに定めるところにより取り扱うものとする。
- 4 第2項の場合において、受講命令書を交付したときは特定小型原動機付自転車命令執行通知書（別記様式第20号の18）により、所在不明等により受講命令書を交付することができなかつたときは特定小型原動機付自転車命令書返送書（別記様式第20号の19）により、当該都道府県公安委員会に通知し、又は当該受講命令書を返送するものとする。
- 5 前条第2項の規定は、前項の場合において、受講命令書を交付したときについて準用する。

（受講申出の受理）

第62条の29 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しようとする者に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書（別記様式第20号の20）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

（講習の内容）

第62条の30 特定小型原動機付自転車運転者講習は、特定小型原動機付自転車運転者講習の講習科目に関する基準（別表第14）により行うものとする。

（講習の場所）

第62条の31 特定小型原動機付自転車運転者講習は、警察本部、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

（講習修了証書の交付又は再交付）

第62条の32 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者からの申出があつたときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（別記様式第20号の21。以下この条において「証書」という。）を交付するものとする。

- 2 証書の交付を受けた者が、当該証書を亡失し、滅失し、又は毀損した場合で再交付を申し出たときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第20号の22）により申請させた上で再交付するものとする。
- 3 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施を委託している場合において、当該講習を終了した者からの申出があつたときは、講習受託機関から証書を交付させるものとする。

4 講習受託機関から証書の交付を受けた者が、当該証書を亡失し、滅失し、又は毀損した場合で再交付を申し出たときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書により当該講習受託機関に申請させた上で、当該講習受託機関から証書を再交付させるものとする。

5 前2項の場合において、公安委員会は、講習受託機関が交付し、又は再交付した証書の写しを送付させるものとする。

#### 第13章の4 自転車運転者講習

##### (受講命令の基準)

第62条の33 公安委員会は、自転車危険行為をした自転車の運転者であって、当該自転車危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の自転車危険行為をしたものについて、更に自転車を運転することが道路における危険を生じさせるおそれがないと認める場合を除き、受講命令をするものとする。

##### (受講命令の決定)

第62条の34 公安委員会は、前条の規定に該当すると認めるときは、当該自転車の運転者に対し、弁明の機会を付与した上で、受講命令を決定するものとする。

##### (受講命令)

第62条の35 受講命令は、前条の規定により受講命令の決定を受けた者（次項及び次条において「被命令者」という。）に対し、自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第22の11の4。次項及び次条において「受講命令書」という。）及び教示事項を交付して行うものとする。

2 被命令者に対し受講命令書を交付したときは、被命令者から、自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第20号の23）を徴しておくものとする。

##### (受講命令の通知等)

第62条の36 公安委員会は、受講命令を決定した場合において、被命令者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、自転車命令通知書（別記様式第20号の24）により、当該住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。この場合において、他の都道府県公安委員会に受講命令書の交付を依頼する必要があるときは、当該受講命令書及び教示事項を添付するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から、奈良県内に住所を有する被命令者に対する受講命令書の交付の依頼を受けた場合は、速やかに当該受講命令書を交付するものとする。

3 公安委員会は、他の都道府県公安委員会からの通知により、奈良県内に住所を有する被命令者に対して自転車運転者講習を実施する必要があると認めるときは、次条か

ら第62条の40までに定めるところにより取り扱うものとする。

4 第2項の場合において、受講命令書を交付したときは自転車命令執行通知書（別記様式第20号の25）により、所在不明等により受講命令書を交付することができなかつたときは自転車命令書返送書（別記様式第20号の26）により、当該都道府県公安委員会に通知し、又は当該受講命令書を返送するものとする。

5 前条第2項の規定は、前項の場合において、受講命令書を交付したときについて準用する。

（受講申出の受理）

第62条の37 公安委員会は、自転車運転者講習を受講しようとする者に対し、自転車運転者講習受講申出書（別記様式第20号の27）を提出させ、本人であることを確認した上で受理するものとする。

（講習の内容）

第62条の38 自転車運転者講習は、自転車運転者講習の講習科目に関する基準（別表第14の2）により行うものとする。

（講習の場所）

第62条の39 自転車運転者講習は、警察本部、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

（講習修了証書の交付又は再交付）

第62条の40 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者からの申出があったときは、自転車運転者講習終了証書（別記様式第20号の28。以下この条において「証書」という。）を交付するものとする。

2 証書の交付を受けた者が、当該証書を亡失し、滅失し、又は毀損した場合で再交付を申し出たときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第20号の29）により申請させた上で再交付するものとする。

3 自転車運転者講習の実施を委託している場合において、当該講習を終了した者からの申出があったときは、講習受託機関から証書を交付させるものとする。

4 講習受託機関から証書の交付を受けた者が、当該証書を亡失し、滅失し、又は毀損した場合で再交付を申し出たときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書により当該講習受託機関に申請させた上で、当該講習受託機関から証書を再交付させるものとする。

5 前2項の場合において、公安委員会は、講習受託機関が交付し、又は再交付した証書の写しを送付させるものとする。

第14章 特定任意講習

(講習の対象者)

第63条 特定任意講習は、団体、事業所等の要請に基づき、地域、職域、生活環境、運転頻度等に照らして、車両の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者を対象に実施するものとする。

(講習の要請)

第64条 公安委員会は、特定任意講習を要請する団体、事業所等に対し、特定任意講習実施要請書(別記様式第21号)を提出させるものとする。

(受講申請の受理)

第65条 公安委員会は、特定任意講習を受けようとする者に対し、特定任意講習受講申請書(別記様式第22号)を提出させるとともに、運転免許証等により本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の内容)

第66条 特定任意講習は、別表第10に定める更新時講習の講習科目に関する基準のうち、違反運転者講習について定めたものを準用して行う。

(講習の場所)

第67条 特定任意講習は、公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第68条 公安委員会は、特定任意講習を終了した者の申出により、特定任意講習終了証明書(講習規則別記様式第2号)を交付するものとする。

2 前項に定める特定任意講習終了証明書の交付を受けた者が、当該証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、特定任意講習終了証明書再交付申請書(別記様式第23号)により再交付するものとする。

## 第15章 削除

第69から第74条まで 削除

## 第16章 特定任意高齢者講習

(講習の区分及び対象者)

第75条 特定任意高齢者講習は、第62条の2第1号又は第2号のいずれかに該当する者を対象に行うものとする。

(受講申請の受理)

第76条 公安委員会又は講習受託機関は、特定任意高齢者講習を受けようとする者に対し、特定任意高齢者講習受講申請書(別記様式第24号)を提出させるとともに、運転免許証等により、受講資格を有する本人であることを確認した上で受理するものとする。

(講習の内容)

第77条 特定任意高齢者講習は、特定任意高齢者講習の講習科目に関する基準（別表第15）により行うものとする。

(運転適性検査器材)

第78条 特定任意高齢者講習のうち、運転適性検査器材の使用による診断と指導を行うときは、第62条の6各号に規定する器材を使用するものとする。

(学級編成)

第78条の2 特定任意高齢者講習は、原則として受講者が取得している運転免許の種別に応じて、講習効果が上がるよう適正な人数で学級を編成して行うものとする。ただし、特定任意高齢者講習の科目のうち、共通する科目については、複数の学級を合同して行うことができるものとする。

(講習の場所)

第79条 特定任意高齢者講習は、運転免許センターその他公安委員会が適当と認めた施設において行うものとする。

(講習の期日)

第80条 特定任意高齢者講習は、講習対象者の更新期間が満了する日の6月前の日から更新期間が満了する日までの間で、公安委員会又は講習受託機関が指定する日のうち講習対象者が希望する日に行うものとする。

(講習終了証明書の交付又は再交付)

第81条 公安委員会は、特定任意高齢者講習を終了した者からの申出により、特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第1号）を交付するものとする。

2 特定任意高齢者講習終了証明書の交付を受けた者が、特定任意高齢者講習終了証明書を亡失し、滅失し、又はき損した場合で、再交付を申し出たときは、特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第25号）により再交付するものとする。

## 第17章 認知機能検査員講習

(講習の対象者)

第82条 認知機能検査員講習は、年齢が21歳以上の者で、認知機能検査員講習の受講を希望するものを対象に行うものとする。

(受講申請の受理)

第83条 公安委員会は、認知機能検査員講習を受けようとする者に対し、認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第26号）を提出させ、運転免許証等により本人であることを確認した上で受理するものとする。この場合において、講習規則第7条第2項第4号に掲げる者（高齢者講習に係る講習以外のものを終了した者を除く。）について

は、同号に規定する講習を終了したことを証する書面等により、同号に該当する者であるか否かを確認するものとする。

(講習の内容)

第84条 認知機能検査員講習は、認知機能検査員講習の基準（別表第16）により行うものとする。

(講習の場所)

第85条 認知機能検査員講習は、運転免許センターその他公安委員会が指定する施設において行うものとする。

(終了証の交付)

第86条 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、終了証（別記様式第27号）を交付するものとする。

## 第18章 補則

(警察本部長への委任)

第87条 この規程に定めるもののほか、運転者等の講習に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成2年9月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にした改正前の運転者等の講習に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による公安委員会の講習委託及び講習指導員の承認は、改正後の運転者等の講習に関する規程の規定により行ったものとみなす。

3 改正法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する講習に係る旧規程第7条から第14条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成4年5月22日公委規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年10月8日公委規程第7号）

この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成4年法律第43号）の施行の日（平成4年11月1日）から施行する。

附 則 （平成5年6月17日公委規程第2号）

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月15日公委規程第2号)

この規程は、平成7年6月19日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日公委規程第3号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月3日公委規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成8年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成10年9月29日公委規程第6号)

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月14日公委規程第2号)

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月20日公委規程第3号)

この規程は、平成11年12月20日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日公委規程第2号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月5日公委規程第5号)

この規程は、平成12年10月5日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日公委規程第2号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日公委規程第3号)

この規程は、平成13年3月26日から施行する。

附 則 (平成13年4月26日公委規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の様式用の紙は、この規程の施行の日以後に運転免許証の更新手続を行うことができる者に対して送付する書面について適用する。

附 則 (平成14年5月30日公委規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成14年6月1日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の道路交通法第108条の2第1項第11号及び第12号に規定する講習に係る旧規程第58条から第62条の10までの規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成16年3月25日公委規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年10月25日公委規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成16年10月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間使用することができる。

附 則 （平成17年6月30日公委規程第3号）

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月30日公委規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に行う高齢者講習の通知は、この規程による改正後の第62条の3の規定にかかわらず、この規程の施行の日から90日間は、この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程第62条の3の規定により高齢者講習の通知を行うことができる。

附 則 （平成19年6月1日公委規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年6月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成20年7月25日公委規程第7号）

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

附 則 (平成21年 5 月29日公委規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の運転者等の講習に関する規程第 4 条の規定により承認を受けた高齢者講習の指導員（以下「高齢者講習指導員」という。）のうち、運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者の認定教育に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則（平成21年国家公安委員会規則第 4 号）附則第 5 項に規定するもの（公安委員会が指定する研修として補充講習（自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員補充講習をいう。この項において同じ。）又は伝達補充講習（補充講習を受講した高齢者講習指導員が、当該受講した補充講習の内容を伝達することにより実施する講習をいう。）を受けた者をいう。）については、改正後の運転者等の講習に関する規程第 4 条の規定による承認を受けたものとみなす。

附 則 (平成22年 2 月26日公委規程第 1 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年 2 月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成25年 3 月28日公委規程第 1 号)

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 8 月22日公委規程第 6 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程及び運転免許の行政処分事務取扱規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成25年10月31日公委規程第 7 号)

この規程は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 5 月30日公委規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年5月30日から施行し、平成26年5月20日から適用する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程及び運転免許の行政処分事務取扱規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成26年6月5日公委規程第4号)

この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月21日公委規程第3号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公委規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日公委規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日公委規程第3号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日公委規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和元年6月28日公委規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の規程により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和2年2月25日公委規程第1号)

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

附 則 (令和3年1月22日公委規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和3年12月24日公委規程第4号）

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

附 則 （令和4年3月24日公委規程第2号）

この規程は、令和4年3月25日から施行する。

附 則 （令和4年5月13日公委規程第3号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 （令和5年6月30日公委規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の運転者等の講習に関する規程又は運転免許の行政処分事務取扱規程により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

別表第1（第11条関係）

安全運転管理者等講習の講習科目に関する基準

| 講習科目               | 講習細目   | 講習時間              |
|--------------------|--|-------------------|
| 1 道路交通の現状及び交通事故の実態 | (1) 自動車の保有台数、運転免許人口等の現状<br>(2) 交通事故、渋滞、公害その他交通障害の状況<br>(3) 交通規制の状況及び交通安全施設の整備状況<br>(4) 交通事故の特徴及びその原因分析<br>(特に運転者側の原因)<br>(5) 重大事故の実例   | 40分<br>〃<br>60分   |
| 2 法令の知識            | (1) 道路交通法令<br>ア 安全運転管理者制度<br>イ 使用者及び安全運転管理者等の責任及び義務<br>ウ 運転者の遵守すべき事項<br>エ 自動車の使用制限処分制度<br>(2) 道路運送車両関係法令<br>ア 車両の保安基準<br>イ 車両の点検、整備及び検査<br>(3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律<br>ア 車庫の確保<br>イ 違法駐車防止<br>(4) 車両制限令<br>ア 車両の幅、重量等の最高限度<br>イ 路肩通行その他通行方法の制限<br>(5) その他交通事故と関連のある法令<br>交通事故を起こした場合の刑事上、民事上及び行政上の責任 | 60分<br>〃<br>90分   |
| 3 安全運転のための知識       | (1) 安全運転の生理<br>ア 視覚の特性<br>イ 過労等の要因及び影響<br>ウ アルコール、薬等の影響<br>(2) 運転上の性格適正<br>ア 事故に結びつきやすい性格  | 120分<br>〃<br>180分 |

|                            |  |                                  |
|----------------------------|--|----------------------------------|
|                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事故者の心理的特性</li> <li>(3) 自然の法則</li> <li>(4) 歩行者の保護のための運転方法</li> <li>(5) 危険な場面の走行</li> <li>(6) 飲酒運転、過労運転等の危険性</li> <li>(7) 高速道路における走行上の注意</li> <li>ア 車両の点検、整備</li> <li>イ 積荷の点検</li> <li>ウ 停止表示板の携帯</li> <li>エ 制限速度の厳守及び車間距離の保持</li> <li>(8) 事故及び故障時の措置</li> </ul>  |                                  |
| <p>4 安全運転管理についての心構えと方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全運転管理及び企業の社会的責任 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全運転管理の意義及び目的</li> <li>イ 安全運転に対する企業責任</li> <li>ウ 安全運転管理のための条件づくり</li> </ul> </li> <li>(2) 運行の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運行計画の作成</li> <li>イ 運行の割当て</li> <li>ウ 運行状況のは握</li> <li>エ 異常気象時等の措置</li> <li>オ 危険物等運送時の措置</li> </ul> </li> <li>(3) 車両の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 車両使用規程の制定</li> <li>イ 車両の点検整備</li> <li>ウ 車両の使用状況のは握</li> </ul> </li> <li>(4) 運転者の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 勤務時間、運転時間の適正化</li> <li>イ 点呼、運行前点検等</li> <li>ウ 休養、厚生その他職場環境の整備</li> <li>エ 運転者個々の運転適性のは握と適正配置</li> </ul> </li> <li>(5) 運転者の指導教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教育訓練の計画</li> <li>イ 教育訓練の方法及び内容</li> </ul> </li> </ul> | <p>120分</p> <p>く</p> <p>180分</p> |

|           |  |                  |
|-----------|--|------------------|
|           | ウ 教育訓練の効果測定及びその利用<br>(6) 事故発生時の措置<br>(7) 事故防止対策<br>ア 事故原因の究明<br>イ 事故防止対策の検討<br>ウ 管理体制の整備<br>(8) 自主的な安全運転管理対策<br>ア 表彰制度<br>イ マイカークラブの結成 |                  |
| 5 交通事故と賠償 | (1) 交通事故に対する企業責任<br>ア 交通事故に対する企業の民事責任<br>イ 企業責任の具体的内容<br>(2) 損害賠償責任の意義、根拠及び内容<br>(3) 自賠責保険制度の仕組み<br>(4) 任意自動車保険制度の仕組み<br>(5) 民事責任事例    | 90分<br>)<br>120分 |

注 安全運転管理者等講習の科目及び時間は、講習を受ける者の資格要件に応じて上表から計画すること。

別表第2（第16条関係）  
取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する基準

1 四輪車

| 日   | 講習科目           | 講習細目  | 留意事項  | 時間   | 形式                | 担当者                | 資器材の装備   | 備考  |
|-----|----------------|---|---|------|-------------------|--------------------|----------|---|
| 第1日 | 運転適性検査         | 開講<br>運転適性検査  | 講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。   | 60分  | 全員                | 1人                 | 運転適性検査用紙 | 受講者9人以内<br>受講者全員に対し補助者1人<br>1グループ3人<br>補助者は、運転適性検査を補助する。    |
|     | 導入             | (1) 講習目的と方法の説明<br>(2) 講師及び受講者の自己紹介  | 明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。<br>受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。   | 60分  | グループ<br>(3人)<br>別 | 受講者3人につき、<br>担当者1人 |          | 担当者は、同じグループを引き続き担当する。<br>補助者1人<br>補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。 |
|     | 性格と運転の概説       | 視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。  | 自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。<br>運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。  | 60分  | 全員                | 1人                 | 視聴覚教材    | 補助者1人   |
|     | 適性診断結果による指導・助言 | 運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。 | 自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。<br>そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。<br>最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。 | 120分 | 個別的<br>指導         |                    |          |   |
|     | 運転技能の診         | (1) 診断のねら   | 運転時の危険な癖を指摘し、それ   | 120分 | グループ              | 受講者                | 自動車      | 受講後取得しようとする   |

|     |                 |  |  |      |           |                |       |  |
|-----|-----------------|--|--|------|-----------|----------------|-------|--|
|     | 断               | いと心構え<br>(2) 道路又はコースでの技能診断<br>(3) チェックリストによる長所、短所の説明<br>(4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明   | が今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。   |      | (3人)別     | 3人につき、担当者1人    |       | る免許に対応する自動車等によって行う。仮免を有する者…道路仮免のない者…コース受講者全員に対し補助者1人 |
| 第2日 | 危険予知運転の解説       | 運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。   | 運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。   | 60分  | 全員        | 1人             | 視聴覚教材 | 補助者1人  |
|     | 道路又はコースでの技能診断   | 運転技能と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。<br>(1) できるだけ広い範囲をみること。<br>(2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。<br>(3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 | 車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。<br>受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。<br>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。 | 150分 | グループ(3人)別 | 受講者3人につき、担当者1人 | 自動車   | 受講者全員に対し補助者1人  |
|     | 安全運転実行のための指導・助言 | (1) 適性・技能診断書から何が危険かを示  | 適性・技能診断書を見せながら指導する。<br>自らの長所・短所を冷静に見つ  | 90分  | 個別的指導     |                |       |  |

|               |  |  |     |    |    |  |       |
|---------------|--|--|-----|----|----|--|-------|
|               | <p>唆する。</p> <p>(2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p> | <p>め、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p> <p>飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を擬似体験させる。</p>   |     |    |    |  |       |
| 講習から得られるものは何か | <p>何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>  | <p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながらか講習を終了させる。</p> | 60分 | 全員 | 1人 |  | 補助者1人 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

2 二輪車（原付車を含む。）

| 日   | 講習科目         | 講習細目  | 留意事項   | 時間  | 形式                | 担当者                | 資器材の装備                        | 備考  |
|-----|--------------|---|--|-----|-------------------|--------------------|-------------------------------|---|
| 第1日 | 運転適性検査       | 開講<br>運転適性検査                                      | 講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。  | 60分 | 全員                | 1人                 | 運転適性検査用紙                      | 受講者9人以内<br>受講者全員に対し補助者1人<br>1グループ3人<br>補助者は、運転適性検査を補助する。  |
|     | 導入           | (1) 講習目的と方法の説明<br>(2) 講師及び受講者の自己紹介                | 明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。<br>受講者の日頃の利用車種、車歴等話をさせることで、寡黙の時間が続かないようにする。  | 60分 | グループ<br>(3人)<br>別 | 受講者3人につき、<br>担当者1人 |                               | 担当者は、同じグループを引き続き担当する。<br>補助者1人<br>補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。   |
|     | 運転技能の診断（1-1） | (1) 診断のねらいと心構え<br>(2) コースでの技能診断<br>(3) チェックリストの作成 | ① 日常点検・取り回し<br>② 慣熟走行<br>③ 目標制動<br>④ コーナリング<br>⑤ スラローム<br>⑥ 8の字旋回<br>⑦ 緊急制動<br>⑧ 緊急回避<br>コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。<br>その者の特性を把握し、診断票を作成する。 | 60分 | グループ<br>(3人)<br>別 | 受講者3人につき、<br>担当者1人 | 大型自動二輪車<br>普通自動二輪車<br>原動機付自転車 | 車両は、受講者1名に1台<br>補助者1人<br>課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。<br>担当者の診断方法は定置式とする。<br>慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。 |
|     | 性格と運転の概説     | 視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。              | 自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。<br>把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。   | 60分 | 全員                | 1人                 | 視聴覚教材                         | 補助者1人   |
|     | 運転技能の診断（1-2） | (1) コースでの技能診断                                     | 前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や  | 60分 | グループ<br>(3人)      | 受講者3人につき、<br>担当者1人 | 大型自動二輪車<br>普通自動二輪車            | 補助者1人<br>担当者の診断方法は定   |

|     |                   |   |  |      |           |                |                               |                               |
|-----|-------------------|---|--|------|-----------|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
|     |                   | (2) チェックリストによる長所、短所の説明<br>(3) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明  | 運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。   |      | 別         | つき、担当者<br>1人   | 原動機付自転車                       | 置式とする。慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。   |
|     | 適性・技能診断結果による指導・助言 | 運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かされるように仕向ける。   | 技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。   | 120分 | 個別的指導     |                |                               |                               |
| 第2日 | 運転技能の診断(2)        | 課題実施前の助言は、次のとおりである。<br>(1) できるだけ広い範囲を見ること。<br>(2) 駐停車車両の陰、小交差点道路などからの飛び出しに警戒を強めること。<br>(3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。<br>(4) 二輪車の特性に応じた走 | はじめに、技能運転の診断1-1と同じ慣熟走行を実施し、昨日の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。そして、技能運転の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車に危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。<br>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。 | 150分 | グループ(3人)別 | 受講者3人につき、担当者1人 | 大型自動二輪車<br>普通自動二輪車<br>原動機付自転車 | 補助者1人<br>実施方法は、運転技能の診断1-1に同じ。 |

|                 |  |  |     |       |    |       |       |
|-----------------|--|--|-----|-------|----|-------|-------|
|                 | 行をすること。  |  |     |       |    |       |       |
| 危険予知運転の解説       | 運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。   | 画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。  | 60分 | 全員    | 1人 | 視聴覚教材 |       |
| 安全運転実行のための指導・助言 | (1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。<br>(2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。<br>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。<br>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。 | 適性・技能診断書を見せながら指導する。<br>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。<br>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。<br>飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。             | 90分 | 個別的指導 |    |       |       |
| 講習から得られるものは何か   | 何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。   | 質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。<br>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。<br>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。<br>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。<br>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブ | 60分 | 全員    | 1人 |       | 補助者1人 |

|  |  |  |   |  |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>レーキの活用ができないこと。<br/>         受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。<br/>         嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p> |  |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|--|--|

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第2の2（第16条関係）

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する基準

1 四輪車

| 日   | 講習科目           | 講習細目                                 | 留意事項  | 時間  | 形式        | 担当者                | 資器材の装備                           | 備考  |
|-----|----------------|--------------------------------------|---|-----|-----------|--------------------|----------------------------------|---|
| 第1日 | 呼気検査<br>運転適性検査 | 開講<br>呼気検査<br>運転適性検査                 | 講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。              | 70分 | 全員        | 1人                 | アルコールチェッカー（アルコール検知器）<br>運転適性検査用紙 | 受講者9人以内<br>受講者全員に対し補助者1人<br>1グループ3人<br>補助者は、運転適性検査を補助する。    |
|     | 導入             | (1) 講習目的と方法の説明<br>(2) 講師及び受講者の自己紹介   | 明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。<br>受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。 | 40分 | グループ（3人）別 | 受講者3人につき、<br>担当者1人 |                                  | 担当者は、同じグループを引き続き担当する。<br>補助者1人<br>補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。 |
|     | 性格と運転の概説       | 視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。 | 自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。<br>運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。        | 60分 | 全員        | 1人                 | 視聴覚教材                            | 補助者1人   |
|     | 運転技能の診断        | (1) 診断のねらいと心構え<br>(2) 道路又はコースでの技能    | 運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。<br>その技術を助言する。                     | 90分 | グループ（3人）別 | 受講者3人につき、<br>担当者   | 自動車                              | 受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。<br>仮免を有する者…道路                  |

|     |                 |  |  |     |       |                |                         |
|-----|-----------------|--|--|-----|-------|----------------|-------------------------|
|     |                 | <p>診断<br/>(3) チェックリストによる長所、短所の説明</p> <p>(4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明</p>                         |  |     | 1人    |                | 仮免のない者…コース受講者全員に対し補助者1人 |
|     | 適性診断結果による指導・助言  | <p>運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。</p> | <p>自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。</p> | 60分 | 個別的指導 |                |                         |
|     | アルコールスクリーニングテスト | <p>アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) を行わせる。</p>  | <p>アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。</p>   | 10分 | 全員    | 1人             | AUDIT検査用紙               |
|     | ブリーフ・インターベンション① | <p>アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) の結果に基づく指導を行う。ワークブックを記載させる。</p>                                  | <p>自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。</p>                  | 90分 | 個別的指導 | 受講者3人につき、担当者1人 | ワークブック                  |
| 第2日 | 呼気検査            | 呼気検査   | 呼気検査を実施する。   | 10分 | 全員    | 1人             | 呼気検査機器                  |
|     | 危険予知運転の解説       | <p>運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策</p>   | <p>運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。</p>  | 60分 | 全員    | 1人             | 視聴覚教材<br>補助者1人          |

|                 |  |   |     |           |                |     |
|-----------------|--|---|-----|-----------|----------------|-----|
|                 | を考えさせる。  |   |     |           |                |     |
| 道路又はコースでの技能診断   | <p>運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。</p> <p>(1) できるだけ広い範囲を見ること。</p> <p>(2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。</p> <p>(3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。</p> | <p>車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう1度走らせる。</p> <p>受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。</p> <p>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。</p> | 60分 | グループ（3人）別 | 受講者3人につき、担当者1人 | 自動車 |
| 安全運転実行のための指導・助言 | <p>(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させ</p>          | <p>適性・技能診断書を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>  | 60分 | 個別的指導     |                |     |

|                 |  |   |     |       |                  |            |       |
|-----------------|--|---|-----|-------|------------------|------------|-------|
|                 | る。   |   |     |       |                  |            |       |
| ブリーフ・インターベンション② | ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認   | ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。   | 60分 | 個別的指導 | 受講者3人につき、担当者1人   | ワークブック     |       |
| ディスカッション        | 飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。                             | 自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。  | 50分 | 討議形式  | 受講者6人以上につき、担当者1人 | ディスカッション資料 | 補助者1人 |
| 講習から得られるものは何か   | 何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていけばよい。 | 質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。<br>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。<br>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。<br>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。<br>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。<br>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。<br>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。 | 60分 | 全員    | 1人               |            | 補助者1人 |

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
- 3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

2 二輪車（原付車を含む。）

| 日   | 講習科目              | 講習細目  | 留意事項   | 時間  | 形式        | 担当者            | 資器材の装備                           | 備考  |
|-----|-------------------|---|--|-----|-----------|----------------|----------------------------------|---|
| 第1日 | 呼気検査<br>運転適性検査    | 開講<br>呼気検査<br>運転適性検査                              | 講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。   | 70分 | 全員        | 1人             | アルコールチェッカー（アルコール検知器）<br>運転適性検査用紙 | 受講者9人以内<br>受講者全員に対し補助者1人<br>1グループ3人<br>補助者は、運転適性検査を補助する。  |
|     | 導入                | (1) 講習目的と方法の説明<br>(2) 講師及び受講者の自己紹介                | 明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。<br>受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。  | 40分 | グループ（3人）別 | 講師3人につき、担当者1人  |                                  | 担当者は、同じグループを引き続き担当する。<br>補助者1人<br>補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。   |
|     | 性格と運転の概説          | 視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。              | 自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。<br>把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。   | 60分 | 全員        | 1人             | 視聴覚教材                            | 補助者1人   |
|     | 運転技能の診断（1）        | (1) 診断のねらいと心構え<br>(2) コースでの技能診断<br>(3) チェックリストの作成 | ① 日常点検・取り回し<br>② 慣熟走行<br>③ 目標制動<br>④ コーナリング<br>⑤ スラローム<br>⑥ 8の字旋回<br>⑦ 緊急制動<br>⑧ 緊急回避<br>コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。<br>その者の特性を把握し、診断票を作成する。 | 90分 | グループ（3人）別 | 受講者3人につき、担当者1人 | 大型自動二輪車<br>普通自動二輪車<br>原動機付自転車    | 車両は、受講者1名に1台<br>補助者1人<br>課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。<br>担当者の診断方法は定置式とする。<br>慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。 |
|     | 適性・技能診断結果による指導・助言 | 運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、                             | 技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相  | 60分 | 個別的指導     |                |                                  |   |

|     |                 |  |   |     |           |                |                               |                               |
|-----|-----------------|--|---|-----|-----------|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
|     |                 | <p>運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。</p>     | <p>違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。<br/>第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。</p>                         |     |           |                |                               |                               |
|     | アルコールスクリーニングテスト | アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。   | アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。  | 10分 | 全員        | 1人             | AUDIT検査用紙                     |                               |
|     | ブリーフ・インターベンション① | アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。<br>ワークブックを記載させる。                     | 自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。<br>ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。                                  | 90分 | 個別的指導     | 受講者3人につき、担当者1人 | ワークブック                        |                               |
| 第2日 | 呼気検査            | 呼気検査   | 呼気検査を実施する。  | 10分 | 全員        | 1人             | 呼気検査機器                        |                               |
|     | 危険予知運転の解説       | 運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。                                       | 画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。   | 60分 | 全員        | 1人             | 視聴覚教材                         |                               |
|     | 運転技能の診断(2)      | 課題実施前の助言は次のとおりである。<br>(1) できるだけ広い範囲を見ること。<br>(2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに | はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。<br>そして、運転技能の診断(1)と同 | 60分 | グループ(3人)別 | 受講者3人につき、担当者1人 | 大型自動二輪車<br>普通自動二輪車<br>原動機付自転車 | 補助者1人<br>実施方法は、運転技能の診断(1)に同じ。 |

|                 |   |  |     |       |                |            |       |
|-----------------|---|--|-----|-------|----------------|------------|-------|
|                 | <p>警戒を強めること。</p> <p>(3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。</p> <p>(4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。</p>   | <p>じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。</p> <p>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。</p> |     |       |                |            |       |
| 安全運転実行のための指導・助言 | <p>(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p> | <p>適性・技能診断書を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>          | 60分 | 個別的指導 |                |            |       |
| ブリーフ・インターベンション② | <p>ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標達成程度の確認</p>  | <p>ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。</p>   | 60分 | 個別的指導 | 受講者3人につき、担当者1人 | ワークブック     |       |
| ディスカッション        | <p>飲酒運転をテーマとしたディスカッションを</p>   | <p>自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策</p>   | 50分 | 討議形式  | 受講者6人以上につ      | ディスカッション資料 | 補助者1人 |

|               |  |  |     |    |          |        |
|---------------|--|--|-----|----|----------|--------|
|               | 行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。   | 等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。  |     |    | き、担当者 1人 |        |
| 講習から得られるものは何か | 何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていけばよい。 | <p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p> | 60分 | 全員 | 1人       | 補助者 1人 |

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
- 3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第3（第20条関係）

停止処分者講習の講習科目に関する基準

1 四輪運転者用

| 講習科目                | 講習細目  | 講習方法            | 講習時間         |              |              |              |               |               |
|---------------------|---|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
|                     |   |                 | 短期           | 中期           | 長期           |              |               |               |
|                     | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要及び日程の説明<br>受講者の心得の説明               |                 | 30分<br>(30分) | 60分<br>(60分) | 60分<br>(60分) |              |               |               |
| 1 道路交通の現状           | (1) 交通障害の状況<br>(2) 交通規制   | 講義<br>教本、視聴覚教材等 |              |              |              |              |               |               |
| 2 交通事故の実態           | (1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析<br>(2) 重大事故の実例<br>(3) 交通事故の惨状           |                 |              |              |              |              |               |               |
| 3 運転者の社会的立場         | (1) 運転免許の意義<br>(2) 運転者の責任<br>ア 運転者の社会的責任<br>イ 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 |                 |              |              |              |              |               |               |
| 4 安全運転の心構え          | (1) 安全運転の基本的考え方<br>(2) 安全運転の実践<br>(3) 事故防止のポイント                   |                 |              |              |              |              |               |               |
| 5 安全運転の基礎知識         | (1) 安全な運転<br>(2) 防衛運転<br>(3) 人間の感覚と判断能力<br>ア 視覚の特性<br>イ 過労等の影響    |                 |              |              |              | 90分<br>(20分) | 150分<br>(30分) | 150分<br>(30分) |
| 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方 | (1) 日常点検要領<br>(2) 走行の基本<br>ア 座席ベルトの着用                             |                 |              |              |              |              |               |               |

|                     |  |                       |              |                |        |
|---------------------|--|-----------------------|--------------|----------------|--------|
| 法                   | イ 運転操作<br>ウ 進路変更<br>(3) 歩行者の保護<br>(4) 自転車に乗る人の保護<br>(5) 車間距離<br>(6) 追越し<br>(7) 交差点通行<br>(8) 駐車と停車<br>(9) 危険な場所などでの通行<br>ア 夜間、トンネル<br>イ カーブ<br>ウ 悪天候等<br>(10) 高速道路の通行<br>ア 高速走行の危険性<br>イ 高速道路への出入り<br>ウ 高速走行の方法<br>(11) 二輪車に対する注意<br>ア 二輪車の特性<br>イ 二輪車事故の特徴<br>(12) 事故と故障時の措置 |                       |              |                |        |
| 7 事件事例研究に基づく安全運転の方法 |  | 発表（適宜、ディスカッション方式をとる。） | 60分<br>(60分) | 120分<br>(120分) |        |
| 8 講習対象者別に必要な安全運転の知識 | (飲酒学級の場合)<br>飲酒運転の危険性の自覚<br>(1) アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) と飲酒・運転の目標の設定<br>(2) アルコールの身体に及ぼす影響<br>(3) アルコールの影響と運転  | 講義<br>教本、視聴覚教材等       | (90分)        | (120分)         | (120分) |

|                    |  |                               |                |                |                |
|--------------------|--|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                    | (速度学級の場合)<br>速度の危険性の自覚<br>(1) 反応時間と走行距離<br>(2) 速度と視覚<br>(3) 速度とブレーキ<br>(4) 速度とハンドル |                               |                |                |                |
| 9 運転適性についての診断と指導①  | (1) 筆記による診断と指導<br>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導  | 個別的指導<br>教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等   | 180分<br>(160分) | 120分<br>(120分) | 120分<br>(120分) |
| 10 運転適性についての診断と指導② | (1) 実車による診断と指導<br>(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導  | 実技<br>教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等 |                | 120分<br>(120分) | 150分<br>(150分) |
| 11 面接指導            |  | 個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)      | 30分<br>(30分)   | 60分<br>(60分)   | 90分<br>(90分)   |
|                    | 考査   |                               | 30分<br>(30分)   | 30分<br>(30分)   | 30分<br>(30分)   |
| 講 習 時 間 合 計        |  |                               | 360分<br>(360分) | 600分<br>(600分) | 720分<br>(720分) |

備考

- 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち( )内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。
- 3 原則として、アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)と飲酒・運転の目標の設定は、長期講習において実施すること。

2 二輪運転者用

| 講習科目                 | 講習細目   | 講習方法                | 講習時間         |               |               |
|----------------------|--|---------------------|--------------|---------------|---------------|
|                      |  |                     | 短期           | 中期            | 長期            |
|                      | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要及び日程の説明<br>受講者の心得の説明                            |                     | 30分<br>(30分) | 60分<br>(60分)  | 60分<br>(60分)  |
| 1 道路交通の現状            | (1) 交通障害の状況<br>(2) 交通規制  | 講義<br>教本、視聴覚<br>教材等 |              |               |               |
| 2 交通事故の実態            | (1) 二輪車事故の実態<br>(2) 二輪車事故の特徴<br>(3) 重大事故の実例<br>(4) 交通事故の惨状                     |                     |              |               |               |
| 3 運転者の社会的立場          | (1) 運転免許の意義<br>(2) 運転者の社会的責任<br>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任                        |                     |              |               |               |
| 4 安全運転の心構え           | (1) 安全運転の基本的考え方<br>(2) 安全運転の実践<br>(3) 事故防止のポイント                                |                     |              |               |               |
| 5 安全運転の基礎知識          | (1) 二輪車の特性<br>(2) 車種の選び方<br>(3) 乗用車ヘルメットの着用<br>(4) 二輪車と物理の法則<br>(5) 人間の感覚と判断能力 |                     |              |               |               |
| 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 | (1) 日常点検要領<br>(2) 走行の基本<br>ア ドライビング・スペースとポジション<br>イ 防衛運転                       |                     | 90分<br>(20分) | 150分<br>(30分) | 150分<br>(30分) |

|                     |   |                             |                |                |                |
|---------------------|---|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | (3) 歩行者の保護<br>(4) 速度と車間距離<br>(5) 追越し<br>(6) 交差点通行<br>(7) 夜間走行<br>(8) 気象条件に合わせた運転<br>(9) 高速道路の通行<br>(10) 改造車の運転禁止  |                             |                |                |                |
| 7 事故事例研究に基づく安全運転の方法 |   | 発表（適宜、ディスプレイカッション方式をとる。）    | 60分<br>(60分)   | 120分<br>(120分) |                |
| 8 講習対象者別に必要な安全運転の知識 | (飲酒学級の場合)<br>飲酒運転の危険性の自覚<br>(1) アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）と飲酒・運転の目標の設定<br>(2) アルコールの身体に及ぼす影響<br>(3) アルコールの影響と運転<br>(速度学級の場合)<br>速度の危険性の自覚<br>(1) 反応時間と走行距離<br>(2) 速度と視覚<br>(3) 速度とブレーキ<br>(4) 速度とハンドル | 講義<br>教本、視聴覚教材等             | (90分)          | (120分)         | (120分)         |
| 9 運転適性についての診断と指導①   | (1) 筆記による診断と指導<br>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導   | 個別的指導<br>教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等 | 180分<br>(160分) | 120分<br>(120分) | 120分<br>(120分) |
| 10 運転適性についての診断      | (1) 実車による診断と指導<br>ア 日常点検  | 実技<br>教本、自動二                |                | 120分<br>(120分) | 150分<br>(150分) |

|         |  |                             |                |                |                |
|---------|--|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| と指導②    | イ 乗車姿勢<br>ウ 基本走行<br>（ア）発進要領<br>（イ）低速走行及び通常走行<br>（ウ）停止要領<br>エ 応用走行<br>（ア）制動訓練<br>（イ）コーナーリング訓練<br>（ウ）スラローム走行等の訓練<br>（2）運転シミュレーター操作による診断と指導 | 輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等 |                | 分)             | 分)             |
| 11 面接指導 |  | 個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）    | 30分<br>(30分)   | 60分<br>(60分)   | 90分<br>(90分)   |
|         | 考査   |                             | 30分<br>(30分)   | 30分<br>(30分)   | 30分<br>(30分)   |
| 講習時間合計  |  |                             | 360分<br>(360分) | 600分<br>(600分) | 720分<br>(720分) |

備考

- 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち( )内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。
- 3 原則として、アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)と飲酒・運転の目標の設定は、長期講習において実施すること。

別表第3の2（第26条の4、第26条の9関係）

大型車講習及び中型車講習の講習科目の関する基準

| 事項        | 方式 | 講習科目              | 講習細目  | 講習内容  | 時間  |
|-----------|----|-------------------|---|---|-----|
| 危険を予測した運転 | 実技 | 1 貨物自動車の特性を理解した運転 | (1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転<br>(2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転<br>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転     | ○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。     | 1時間 |
|           |    | 2 危険を予測した運転       | (1) 危険要因のとらえ方<br>(2) 起こり得る危険予測<br>(3) 危険の少ない運転行動の選び方<br>(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方 | ○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。                   | 1時間 |
|           | 討議 | 3 危険予測ディスカッション    | (1) 危険予測の重要性<br>(2) 走行中の危険場面<br>(3) 起こり得る危険の予測<br>(4) より危険の少ない運転行動                  | ○ 実車走行を踏まえ、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。                        | 1時間 |
| 悪条件下での運転  | 実技 | 4 夜間の運転           | (1) 夜間における運転視界の確保の仕方<br>(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方<br>(3) 夜間における運転の仕方                 | ○ 夜間車対向の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方 | 1時間 |

|  |            |  |  |
|--|------------|--|--|
|  |            |  | 法や安全な運転能力を養わせる。  |
|  | 5 悪条件下での運転 | (1) 積雪、凍結道路の運転の仕方<br>(2) 濃霧、吹雪、砂塵等での視界不良の場合の運転の仕方<br>(3) 豪雨、強風下での運転の仕方<br>(4) 道路冠水の場合の措置 | ○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。 |
|  |            |  | 合 計 4 時間   |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第3の3（第26条の14関係）

準中型車講習の講習科目に関する基準

| 事項        | 方式 | 講習科目              | 講習細目  | 講習内容  | 時間   |
|-----------|----|-------------------|---|---|------|
| 危険を予測した運転 | 実技 | 1 貨物自動車の特性を理解した運転 | (1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転<br>(2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転<br>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転 | ○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。 | 1 時間 |
|           |    | 2 危険を予測した運転       | (1) 危険要因のとらえ方<br>(2) 起こり得る危険の予測<br>(3) 危険の少ない運転行動の選び方<br>(4) 道路及び交通の状況          | ○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。                     | 1 時間 |

|    |                |   |  |      |
|----|----------------|---|--|------|
|    |                | <p>に応じた速度による運転の仕方</p>   | <p>○ 道路交通法施行規則第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。</p> |      |
| 討議 | 3 危険予測ディスカッション | <p>(1) 危険予測の重要性</p> <p>(2) 走行中の危険場面</p> <p>(3) 起こり得る危険の予測</p> <p>(4) より危険の少ない運転行動</p> | <p>○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。</p> <p>○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知でき</p>   | 1 時間 |

|          |    |            |   |  |      |
|----------|----|------------|---|--|------|
|          |    |            |   | ない状態でする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。   |      |
| 悪条件下での運転 | 実技 | 4 夜間の運転    | (1) 夜間における運転視界の確保の仕方<br>(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方<br>(3) 夜間における運転の仕方                     | ○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。 | 1 時間 |
|          |    | 5 悪条件下での運転 | (1) 積雪、凍結道路の運転の仕方<br>(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方<br>(3) 豪雨、強風下での運転の仕方<br>(4) 道路冠水の場合の措置 | ○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。               |      |
|          |    |            |   | 合 計  | 4 時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

#### 別表第4（第26条の14、第30条関係）

##### 普通車講習の講習科目の関する基準

| 事項 | 方式 | 講習科目        | 講習細目                           | 講習内容               | 時間   |
|----|----|-------------|--------------------------------|--------------------|------|
| 危険 | 実技 | 1 危険を予測した運転 | (1) 危険要因のとらえ方<br>(2) 起こり得る危険の予 | ○ 危険場面を含む路上の実車走行によ | 1 時間 |

|                                 |        |                               |  |   |      |
|---------------------------------|--------|-------------------------------|--|---|------|
| を<br>予<br>測<br>し<br>た<br>運<br>転 |        | 測<br>(3) より危険の少ない運<br>転行動の選び方 | り、危険予測能力を<br>養わせる。<br>○ 特定後写鏡等条件<br>が付される者に対し<br>ては、路上における<br>実車走行を実施する<br>前に、特定後写鏡（<br>ワイドミラー及び補<br>助ミラー）の取付方<br>法及び使用方法、コ<br>ースにおける実車走<br>行により、交通の状<br>況を聴覚により認知<br>できない状態とする<br>運転に係る危険を予<br>測した運転に関する<br>技能を習得させる。 |   |      |
|                                 | 討<br>議 | 2 危険予測<br>ディスカッ<br>ション        | (1) 危険予測の重要性<br>(2) 走行中の危険場面<br>(3) 起こり得る危険の予<br>測<br>(4) より危険の少ない運<br>転行動   | ○ 実車走行を踏まえ<br>て、細目ごとに講習<br>指導員の助言及び相<br>互の意見交換を行い、<br>危険予測能力の定着<br>を図る。<br>○ 特定後写鏡等条件<br>が付される者に対し<br>ては、上記に加えて、<br>交通の状況を聴覚に<br>より認知できない状<br>態とする運転に係る<br>危険を予測した運転<br>に必要な知識を習得<br>させる。 | 1 時間 |
| 高                               | 講      | 3 高速道路                        | (1) 高速道路利用上の心  | ○ 教本、視聴覚教材  | 1 時間 |

|                                 |        |                          |   |  |      |
|---------------------------------|--------|--------------------------|---|--|------|
| 速<br>道<br>路<br>で<br>の<br>運<br>転 | 義      | での運転に<br>必要な知識           | 得<br>(2) 走行計画の立て方<br>(3) 本線車道への進入<br>(4) 本線車道での走行<br>(5) 本線車道からの離脱      | 等必要な教材を用い<br>て、高速道路の特<br>徴、高速走行に当た<br>っての心構え、走行<br>要領等について理解<br>させる。             |      |
|                                 | 実<br>技 | 4 高速道路<br>での運転に<br>必要な技能 | (1) 高速走行前の車両の<br>点検の仕方<br>(2) 本線車道への進入<br>(3) 本線車道での走行<br>(4) 本線車道からの離脱 | ○ 高速道路における<br>実車走行により、安<br>全かつ円滑な走行要<br>領を身に付けさせる<br>とともに、高速走行<br>の特性を理解させ<br>る。 | 1 時間 |
|                                 |        |                          |   | 合 計  | 4 時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第5（第35条、第37条の4関係）

大型・普通二輪車講習の講習科目に関する基準

| 方<br>式                | 講 習 科 目            | 講 習 細 目  | 講 習 内 容   | 時 間  |
|-----------------------|--------------------|--|---|------|
| 実<br>技                | 1 危険を予測<br>した運転    | (1) 危険要因のとらえ<br>方<br>(2) 起こり得る危険の<br>予測<br>(3) 危険の少ない運転<br>行動の選び方          | ○ 運転シミュレーターに<br>より模擬体験すること<br>により、危険に対する予<br>測や対応の仕方を養わ<br>せる。                    | 1 時間 |
| 討<br>議<br>・<br>講<br>義 | 2 危険予測デ<br>ィスカッション | (1) 危険予測の重要性<br>(2) 走行中の危険場面<br>(3) 起こり得る危険の<br>予測<br>(4) より危険の少ない<br>運転行動 | ○ 運転シミュレーターに<br>よる模擬体験を踏まえ<br>て、細目ごとに指導員<br>の助言及び相互の意見<br>交換を行い、危険予測<br>能力の定着を図る。 | 1 時間 |

|       |                     |  |   |      |
|-------|---------------------|--|---|------|
|       |                     |  | (運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。)   |      |
|       | 3 二人乗り運転に関する知識      | (1) 二人乗りに関する法規制の内容<br>(2) 二人乗りの運転特性  | ○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。   |      |
| 実技・実車 | 4 ケース・スタディ（交差点）     | 特徴的事故の危険に対応した走行<br>・ 直進する場合<br>・ 右折する場合<br>・ 左折する場合  | ○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。<br><br>(運転シミュレーターを用いて行うことができる。)  | 1 時間 |
|       | 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転 | (1) 速度調節<br><br>(2) 行き違い及び側方通過<br><br>(3) 追い越し及び追い越され<br><br>(4) 制動の時期及び方法<br><br>(5) 自由走行 | ○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。<br><br>○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。<br><br>○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。<br><br>○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。<br><br>○ 受講者自ら走行コース |      |

|  |  |  |   |      |
|--|--|--|---|------|
|  |  |  | を設定し、道路や交通の状況の応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。 |      |
|  |  |  | 合 計   | 3 時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第 6（第40条関係）

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目に関する基準

| 方<br>式 | 講 習 科 目       | 講 習 細 目   | 講 習 内 容  | 時 間  |
|--------|---------------|---|--|------|
| 講<br>義 | 1 応急救護処置とは    | (1) 応急救護処置の意義<br>(2) 応急救護処置の目的<br>(3) 応急救護処置の内容                     | ○ 生命尊重の意義の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。                       | 1 時間 |
|        | 2 実施上の留意事項    | (1) 適切な実施場所の選定<br>(2) 事故発生時の通報<br>(3) 感染対策<br>(4) その他の留意事項          | ○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。                          |      |
|        | 3 救急体制        | (1) 救急活動体制<br>(2) 救急医療体制<br>(3) 交通事故による負傷の特徴                        | ○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。                                    |      |
|        | 4 応急救護処置の基礎知識 | (1) 負傷者の観察<br>(2) 負傷者の移動<br>(3) 体位管理<br>(4) 心肺蘇生<br>ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） | ○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。<br>AEDを用いた除細動については、その概要、 |      |

|    |             |   |  |     |
|----|-------------|---|--|-----|
|    |             | イ 気道確保<br>ウ 人工呼吸<br>(5) AEDを用いた除細動<br>(6) 気道異物除去<br>(7) 止血法   | AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。<br>○ 心配蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。  |     |
| 実技 | 5 応急救護処置の基本 | (1) 応急救護処置の手順<br>(2) 各手技の要点   | ○ 指導員によるデモにより行う。   | 2時間 |
|    | 6 応急救護処置の実践 | (1) 負傷者の観察(意義)<br>(2) 負傷者の移動<br>(3) 負傷者の観察(呼吸)<br>(4) 体位管理<br>(5) 胸骨圧迫(心臓マッサージ)<br>(6) 気道確保<br>(7) 人工呼吸<br>(8) 胸骨圧迫(心臓マッサージ)と人工呼吸(循環) | ○ 成人の場合を重点的に指導する。<br>○ 肩をたたき、声をかけさせる。<br>○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。<br>○ 回復体位を重点的に指導する。<br>○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。<br>○ 頭部後屈あご先拳上法を指導する。<br>○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。<br>○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連 |     |

|   |     |                            |   |     |
|---|-----|----------------------------|---|-----|
|   |     | (9) 気道異物除去<br><br>(10) 止血法 | 続して実施させる。<br>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。<br>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。 |     |
| 7 | まとめ | 訓練の継続の実行と大切さ               |   |     |
|   |     |                            | 合計  | 3時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第6の2（第40条関係）

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目に関する基準

| 方式 | 講習科目       | 講習細目  | 講習内容                                     | 時間  |
|----|------------|---|--|-----|
| 講義 | 1 応急救護処置とは | (1) 応急救護処置の意義<br>(2) 応急救護処置の目的<br>(3) 応急救護処置の必要性<br>(4) 応急救護処置の内容 | ○ 生命尊重の意義の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。 | 1時間 |
|    | 2 実施上の留意事項 | (1) 適切な実施場所の選定<br>(2) 事故発生時の通報<br>(3) 感染対策<br>(4) その他の留意事項        | ○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。    |     |
|    | 3 救急体制     | (1) 救急活動体制<br>(2) 救急医療体制<br>(3) 交通事故による負傷者の特徴                     | ○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。              |     |
|    | 4 具体的な実    | (1) 傷病者の観察  | ○ 各項目において、最小                             |     |

|    |               |   |   |      |
|----|---------------|---|---|------|
|    | 施要領           | (2) 傷病者の移動<br>(3) 体位管理<br>(4) 心肺蘇生<br>(5) AEDを用いた除細動<br>(6) 気道異物除去<br>(7) 止血法<br>(8) 包帯法<br>(9) 固定法 | 限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。<br>AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。<br>○ 心配蘇生法の中止、救命の連鎖について指導する。 |      |
|    | 5 各種傷病者に対する対応 | (1) 各種外傷に対する対応<br>(2) 熱傷に対する対応<br>(3) 各種症状に対する対応<br>(4) 中毒に対する対応                                    | ○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。   | 1 時間 |
|    | 6 まとめ         | 訓練の継続と実行の大切さ  |   |      |
| 実技 | 7 傷病者の観察・移動   | (1) 傷病者の観察<br>(2) 車内から車外に運び出す場合<br>(3) 路上に倒れている人を運ぶ場合   | ○ 肩をたたき、声をかけさせる。  | 1 時間 |
|    | 8 体位管理        | (1) 傷病者に意識がある場合<br>(2) 傷病者に意識がない場合<br>(3) ショックの場合<br>(4) 呼吸困難の場合<br>(5) 心肺蘇生を行う場合                   | ○ 回復体位を重点的に指導する。  |      |
|    | 9 心肺蘇生        | (1) 意識状態の観察   | ○ 成人の場合を重点的に  | 2 時間 |

|           |   |   |          |
|-----------|---|---|----------|
|           | (2) 呼吸状態の観察<br>(3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）<br>(4) 気道確保と人工呼吸                   | 指導する。<br>○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。<br>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。<br>○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。<br>○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。<br>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 |          |
| 10 気道異物除去 | (1) 腹部突き上げ法<br>(2) 背部叩打法  |   |          |
| 11 止血法    | (1) 出血の観察<br>(2) 傷口の圧迫<br>(3) 包帯等の利用<br>(4) 頭部、顔面の止血<br>(5) 効果的な止血法 | ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。  |          |
| 12 包帯法    | (1) 頭部の場合<br>(2) 体幹部位の場合<br>(3) 上肢・下肢の場合                            |   | 1 時間     |
| 13 固定法    |   |   |          |
|           |   |   | 合 計 6 時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第7（第45条関係）

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する基準

| 講習科目 | 講習細目            | 指導内容                              | 所要時間 |
|------|-----------------|-----------------------------------|------|
| 受付   | 1 集合時間の告知       |                                   | 10分  |
|      | 2 グループ編成        |                                   |      |
|      |                 | 小計                                | 10分  |
| 開講   | 1 開講の挨拶         |                                   | 10分  |
|      | 2 講師紹介          |                                   |      |
|      | 3 講習実施上の諸注意     |                                   |      |
|      | 4 準備体操          | ・手足の柔軟体操                          |      |
|      | 5 ヘルメットの着用方法    | ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひもの締め方           |      |
|      |                 | 小計                                | 10分  |
| 基本操作 | 正しい手順及び正確な操作    |                                   |      |
|      | 1 装置の名称と取扱い     | ・運転に必要な装置の位置と役割                   | 3分   |
|      | 2 運転姿勢          | ・自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢           | 2分   |
|      | 3 アクセルとブレーキ     | ・ゆっくりしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 | 5分   |
|      | 4 スタンドのたて方とおろし方 | ・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方         | 2分   |
|      |                 | 小計                                | 12分  |
| 基本走行 | バランスとスムーズな走行    |                                   |      |
|      | 1 発進と停止         | ・バランスのよい直進、安定した停止                 | 10分  |
|      | 2 スピードの調節       | ・無理のない操作による加速と減速                  | 2分   |
|      | 3 8の字走行         | ・スムーズな切返し                         | 12分  |
|      | 4 カーブ走行         | ・直線における加・減速、カーブでの安定走行             | 5分   |

|         |                |                                    |      |
|---------|----------------|------------------------------------|------|
|         | 5 徐行           | ・見通しの悪い場所での徐行                      | 5分   |
|         | 6 狭路での安定走行     | ・狭路の手前での適切な減速と安定走行                 | 5分   |
|         | 7 視点、視野範囲      | ・十分な安全確認のできる視点と範囲                  | 5分   |
|         |                | 小計                                 | 44分  |
| 応用走行    | 法規走行及び安全運転     |                                    |      |
|         | 1 合図と安全確認      | ・合図の時期と安全確認                        | 3分   |
|         | 2 進路変更         | ・スムーズな進路変更と安全確認                    | 2分   |
|         | 3 交差点での安全走行    | ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係               | 8分   |
|         |                | ・正しい停止位置での確実な停止                    | 7分   |
|         |                | ・方向指示器操作、安全確認と安定走行                 | 4分   |
|         |                | ・連続する法規履行走行                        | 15分  |
|         | 4 交差点の優先順位     | ・混合交通の中での優先順位                      | 10分  |
|         | 5 危険予知、危険回避    | ・隠れた危険の予知、障害物の回避                   | 10分  |
|         |                | 小計                                 | 59分  |
| 安全運転の知識 | 1 運転適性検査       | ・安全運転自己診断を使用した安全指導                 | 15分  |
|         | 2 視聴覚教育        | ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション | 20分  |
|         |                | 小計                                 | 35分  |
| 閉講      | 1 閉講のことば       | ・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け         | 5分   |
|         | 2 原付講習終了証明書の交付 |                                    | 5分   |
|         |                | 小計                                 | 10分  |
|         |                | 合計所要時間                             | 180分 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第7の2（第47条の4関係）

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目に関する基準

| 事項        | 方式 | 講習科目           | 講習細目  | 講習内容   | 時間  |
|-----------|----|----------------|---|--|-----|
| 危険を予測した運転 | 実技 | 1 危険を予測した運転    | (1) 危険要因のとらえ方<br>(2) 起こり得る危険の予測<br>(3) 危険の少ない運転行動の選び方               | ○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。                            | 2時間 |
|           | 討議 | 2 危険予測ディスカッション | (1) 危険予測の重要性<br>(2) 走行中の危険場面<br>(3) 起こり得る危険の予測<br>(4) より危険の少ない運転行動  | ○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。                                       | 1時間 |
| 夜間の運転     | 実技 | 3 夜間の運転        | (1) 夜間における運転視界の確保の仕方<br>(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方<br>(3) 夜間における運転の仕方 | ○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。 | 1時間 |

|            |    |              |  |   |      |
|------------|----|--------------|--|---|------|
| 悪条件下での運転   | 実技 | 4 悪条件下での運転   | (1) 積雪、凍結道路の運転の仕方<br>(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方<br>(3) 豪雨、強風下での運転の仕方<br>(4) 道路冠水の場合の措置  | ○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。                       | 1 時間 |
| 身体障害者等への対応 | 実習 | 5 身体障害者等への対応 | (1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応<br>・ 児童・幼児の保護<br>・ 高齢者の保護<br>・ 子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護<br>・ 高齢者等の乗車時等の対応<br>(2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応<br>・ 身体障害者の保護<br>・ 身体障害者の乗降時の対応 | ○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。<br>○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。 | 1 時間 |
| 合 計        |    |              |  |   | 6 時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

## 別表第 8（第50条関係）

指定自動車教習所職員講習の講習科目及び時間割等

### 1 教習指導員

| 講 習 科 目 | 講 習 細 目 | 講 習 方 法 | 時 間  |
|---------|---------|---------|------|
|         | 開講      |         | 1 時間 |

|   |  |                                     |      |
|---|--|-------------------------------------|------|
|   | <p>講師の自己紹介</p> <p>受講者の点呼</p> <p>講習概要及び日程の説明</p> <p>受講者の心得の説明</p>   |                                     |      |
| <p>1 教則の内容と<br/>なっている事項<br/>その他自動車の<br/>運転に関する知<br/>識</p> | <p>(1) 教則の内容及びその基礎的<br/>事項</p> <p>ア 自動車の交通方法及びそ<br/>の基礎的事項</p> <p>イ 人間の感覚と判断</p> <p>ウ 自動車と自然の法則</p> <p>(2) その他自動車の運転に必要<br/>な知識</p> <p>ア 初心者の交通事故の特徴</p> <p>イ 自動車の構造及び運転理<br/>論</p> <p>ウ 安全運転の手順</p> | <p>講義</p> <p>教本、視聴覚教<br/>材</p>      |      |
| <p>2 自動車教習所<br/>に関する法令等<br/>についての知識</p>                   | <p>(1) 教習指導員として必要な一<br/>般的知識</p> <p>ア 教習所の使命</p> <p>イ 指定基準の維持及び教習<br/>水準の向上</p> <p>ウ 教習所職員としての心構<br/>え</p> <p>(2) 教習所関係法令</p> <p>ア 教習所の指定、監督及び<br/>処分に関する法令</p> <p>イ 教習に関する基準</p>                    |                                     | 1 時間 |
| <p>3 教習指導員と<br/>して必要な教育<br/>についての知識</p>                   | <p>(1) 教習指導員として必要な基<br/>礎的教育理論</p> <p>ア 学習指導の準備</p> <p>イ 学習の理論</p> <p>(2) 自動車の運転適性について<br/>の知識</p>   | <p>講義及び討議</p> <p>教本、視聴覚教<br/>材等</p> | 1 時間 |

|                       |  |                                 |         |
|-----------------------|--|---------------------------------|---------|
|                       | ア 性格等に関する運転適性<br>イ 適性診断票の読み方<br>ウ 技能教習への反映 |                                 |         |
| 4 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | (1) 教習指導員として必要な運転技能                        | 実習<br>自動車等                      | 4 時間    |
| 5 技能教習の教習方法           | (1) 技能教習の方法<br>(2) みきわめの方法                 | 実習<br>教本、自動車、<br>運転シミュレータ<br>一等 |         |
| 6 学科教習の教習方法           | (1) 教習の重点<br>(2) 教習の進め方<br>(3) 教材の活用方法     | 実習<br>教本、視聴覚教材等                 | 2 時間    |
|                       |  |                                 | 合計 9 時間 |

#### 備考

- 1 各講習科目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。
- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外の適当な時間を設けること。

## 2 技能検定員

| 講習科目                | 講習細目  | 講習方法                | 時間   |
|---------------------|---|---------------------|------|
|                     | 開講<br>講習の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要及び日程の説明<br>受講者の心得の説明             |                     | 1 時間 |
| 1 教則の内容と<br>なっている事項 | (1) 教則の内容及びその基礎的<br>事項<br>ア 自動車の交通方法及びそ<br>の基礎的事項<br>イ 人間の感覚と判断 | 講義<br>教本、視聴覚教<br>材等 |      |

|                         |   |                     |         |
|-------------------------|---|---------------------|---------|
|                         | ウ 自動車と自然の方法   |                     |         |
| 2 自動車教習所に関する法令等についての知識  | (1) 技能検定員としての必要な<br>一般的知識<br>ア 教習所の使命<br>イ 指定基準の維持及び教習<br>水準の向上<br>ウ 教習所職員としての心構<br>え<br>(2) 教習所関係法令<br>ア 教習所の指定、監督及び<br>処分に関する法令<br>イ 技能検定の関する基準 |                     | 1 時間    |
| 3 技能検定の実施に関する知識         | (1) 技能検定の実施方法に関する知識   |                     | 4 時間    |
| 4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識   | (1) 技能検定の評価方法に関する知識   | 講義及び討議<br>教本、視聴覚教材等 |         |
| 5 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | (1) 技能検定に必要な運転技能  | 実習<br>教本、自動車等       | 4 時間    |
| 6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法 | (1) 運転技能の観察力<br>(2) 運転技能の採点方法   |                     |         |
|                         |   |                     | 合計 10時間 |

備考

- 1 各講習科目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。
- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外の適当な時間を設けること。

3 副管理者

| 講習科目 | 講習細目 | 講習方法 | 時間 |
|------|------|------|----|
|------|------|------|----|

|                        |  |                     |      |
|------------------------|--|---------------------|------|
|                        | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要及び日程の説明<br>受講者の心得の説明  |                     | 1 時間 |
| 1 自動車教習所に関する法令等についての知識 | (1) 指定自動車教習所の現状と問題点<br>ア 指定自動車教習所の現状<br>イ 指定自動車教習所の問題点<br>(2) 教習所関係法令<br>ア 教習所の指定、監督及び処分に関する法令<br>イ 免許関係法令 | 講義<br>教本、視聴覚教材等     |      |
| 2 自動車教習所の管理に関する知識      | (1) 教育理論等<br>ア 初心運転者教育の在り方<br>イ 教育理論   |                     | 1 時間 |
|                        | (2) 教習所の管理と監督<br>ア 管理及び監督の原則<br>イ 管理及び監督の実務  |                     | 2 時間 |
|                        | (3) 事務処理要領<br>ア 事務処理要領の解説<br>イ 管理、監督及び事務処理に関する検討会  | 講義及び討議<br>教本、視聴覚教材等 | 2 時間 |
|                        |  | 合計                  | 6 時間 |

備考

- 1 各講習科目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。
- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外の適当な時間を設けること。

別表第9（第55条関係）

初心運転者講習の講習科目及び時間割り等に関する基準

| 講習項目            | 講習細目               | 講習方法             | 講習時間                          |               |   |
|-----------------|--------------------|------------------|-------------------------------|---------------|---|
|                 |                    |                  | 準中型車<br>普通車<br>大型二輪車<br>普通二輪車 | 原付車           |   |
| 1 安全運転意識の向上     | (1) 運転意識の改善の必要性    | 講義               | 15分                           | 10分           |   |
|                 | (2) 運転適性検査         | 検査実施             | 20分                           | 20分           |   |
|                 |                    | 面談               | 25分                           | —             |   |
| 2 場内コースにおける運転演習 | (1) 運転技能の補正        | 実技               | 60分                           | 50分           |   |
|                 | (2) 危険予測・判断の実地訓練   |                  |                               |               |   |
| 3 路上における運転演習    | (1) 運転行動の観察        | 実技               | 90分                           | 30分           |   |
|                 | (2) 他の交通に対する配慮     |                  |                               | —             |   |
|                 | (3) 路上運転についての話し合い  | ゼミ               | 30分                           | 10分           |   |
|                 | (4) 原付特別訓練(場内コース)  | 実技               | (40分)                         | —             |   |
| 4 危険予測訓練        | (1) 危険予測ディスカッション   | ゼミ               | 90分                           | 50分           |   |
|                 | (2) 危険の予測・判断能力の向上  | 講義(映画)           | 30分                           | 30分           |   |
|                 | ※ 運転シミュレーターを使用する場合 | (3) 危険を予測した運転    | 実技                            | 120分          | — |
|                 |                    | (4) 危険予測ディスカッション | ゼミ                            |               |   |
| 5 新たな心構え        | (1) 効果測定           | 考査               | 20分                           | 20分           |   |
|                 | (2) 新たな心構えの確立      | 講義               | 40分                           | 20分           |   |
|                 | (3) 総合講評           |                  |                               |               |   |
| 講習時間合計          |                    |                  | 420分<br>(7時間)                 | 240分<br>(4時間) |   |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。

別表第10（第60条、第66条関係）

更新時講習の講習科目に関する基準

1 優良運転者講習

| 講習科目                  | 講習細目   |            | 時間  |
|-----------------------|--|------------|-----|
|                       | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要・日程の説明<br>受講者の心得の説明   |            | 10分 |
| 1 道路交通の現状<br>と交通事故の実態 | (1) 地域における車社会の実態<br>(2) 交通事故の特徴  | 講義<br>教本、視 |     |
| 2 運転者の心構え<br>と義務      | (1) 無事故無違反の奨励<br>(2) シートベルト、ヘルメットの着用<br>(3) 交通事故を起こした加害者の責任<br>(4) 交通事故を起こした運転者の義務<br>(5) 負傷者の救護措置 | 聴覚教材等      | 10分 |
| 3 安全運転の知識             | 最近において改正が行われた道路交<br>通法令の知識   |            | 10分 |
| 講習時間合計                |  |            | 30分 |

2 一般運転者講習

| 講習科目                  | 講習細目   |            | 時間  |
|-----------------------|--|------------|-----|
|                       | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要・日程の説明<br>受講者の心得の説明 |            | 10分 |
| 1 道路交通の現状<br>と交通事故の実態 | (1) 地域における車社会の実態<br>(2) 交通事故の特徴                    | 講義<br>教本、視 |     |
| 2 運転者の心構え<br>と義務      | (1) 安全運転の心構え<br>(2) シートベルト、ヘルメットの着用                | 聴覚教材等      | 10分 |

|                      |  |                     |     |
|----------------------|--|---------------------|-----|
|                      | (3) 交通事故を起こした加害者の責任<br>(4) 交通事故を起こした運転者の義務<br>(5) 負傷者の救護措置 |                     |     |
| 3 安全運転の知識            | (1) 最近において改正が行われた道路<br>交通法令の知識<br>(2) 危険予測と回避方法等           |                     | 20分 |
| 4 運転適性につい<br>ての診断と指導 | (1) 運転適性診断と指導<br>(2) まとめ                                   | 講義<br>運転適性<br>検査用紙等 | 20分 |
| 講 習 時 間 合 計          |  |                     | 60分 |

注 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けるものとする。

### 3 違反運転者講習

| 講 習 科 目               | 講 習 細 目   |                      | 時間  |
|-----------------------|---|----------------------|-----|
|                       | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要・日程の説明<br>受講者の心得の説明  |                      | 10分 |
| 1 道路交通の現状<br>と交通事故の実態 | (1) 地域における車社会の実態<br>(2) 交通事故の特徴   | 講義<br>教本、視           |     |
| 2 運転者の心構え<br>と義務      | (1) 安全運転の心構え<br>(2) シートベルト、ヘルメットの着用<br>(3) 交通事故を起こした加害者の責任<br>(4) 交通事故を起こした運転者の義務<br>(5) 負傷者の救護措置 | 聴覚教材等                | 10分 |
| 3 安全運転の知識             | (1) 安全運転の基礎知識<br>(2) 最近において改正が行われた道路<br>交通法令の知識<br>(3) 危険予測と回避方法等                                 |                      | 40分 |
| 4 運転適性につい<br>ての診断と指導  | (1) 筆記による診断と指導<br>(2) 運転適性検査器材の使用による診<br>断と指導   | 実技等<br>教本、運<br>転適性検査 | 60分 |

|        |   |                         |
|--------|---|-------------------------|
|        | (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導<br>(4) 実車による診断と指導 | 器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等 |
| 講習時間合計 |   | 120分                    |

注

- 1 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けるものとする。

#### 4 初回更新者講習

| 講習科目              | 講習細目  | 時間                         |
|-------------------|---|----------------------------|
|                   | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要・日程の説明<br>受講者の心得の説明  | 10分                        |
| 1 道路交通の現状と交通事故の実態 | (1) 地域における車社会の実態<br>(2) 交通事故の特徴   | 講義<br>教本、視聴覚教材等            |
| 2 運転者の心構えと義務      | (1) 安全運転の心構え<br>(2) シートベルト、ヘルメットの着用<br>(3) 交通事故を起こした加害者の責任<br>(4) 交通事故を起こした運転者の義務<br>(5) 負傷者の救護措置 | 10分                        |
| 3 安全運転の知識         | (1) 安全運転の基礎知識<br>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識<br>(3) 危険予測と回避方法等                                     | 40分                        |
| 4 運転適性についての診断と指導  | (1) 筆記による診断と指導<br>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導<br>(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導                              | 実技等<br>教本、運転適性検査器材、運転シミュレー |

|        |                |               |      |
|--------|----------------|---------------|------|
|        | (4) 実車による診断と指導 | ター、自動車、視聴覚教材等 |      |
| 講習時間合計 |                |               | 120分 |

注

- 1 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けるものとする。

別表第11（第62条の5関係）

高齢者講習の講習科目に関する基準

| 講習科目              | 講習細目   | 講習方法          | 講習時間 |
|-------------------|--|---------------|------|
|                   | 開講<br>講習概要や受講上の留意事項等についての説明                              |               | 30分  |
| 1 道路交通の現状と交通事故の実態 | (1) 地域における交通事故情勢<br>(2) 高齢者の交通事故の実態<br>(3) 高齢者支援制度等の紹介   | 講義            |      |
| 2 運転者の心構え         | (1) 安全運転の基本<br>(2) 交通事故の悲惨さ<br>(3) シートベルト等の着用            |               |      |
| 3 安全運転の知識         | (1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法<br>(2) 危険予測と回避方法等<br>(3) 改正された道路交通法令 |               |      |
| 4 運転適性についての指導①    | 運転適性検査器材による指導  | 運転適性検査器材による指導 | 30分  |
| 5 運転適性についての指導②    | (1) 事前説明<br>(2) ならし走行<br>(3) 課題<br>(4) 安全指導              | 実車による指導       | 60分  |
|                   |  | 合計            | 120分 |

備考1 普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は5以外の受講とし、講習時間は60分とする。

2 実施順序は問わないほか、それぞれの講習科目を分割した上で連続して行わないことも可能とする。

3 1から4までについては、5の順番待ちの時間に行うことも可能とする。

別表第12（第62条の16関係）

違反者講習の講習科目に関する基準

1 四輪運転者用

| 講習科目        | 講習細目  | 講習方法            | 講習時間      |             |
|-------------|---|-----------------|-----------|-------------|
|             |   |                 | 社会参加を含む講習 | 社会参加を含まない講習 |
|             | 開講<br>講師の自己紹介<br>受講者の点呼<br>講習概要及び日程の説明<br>受講者の心得の説明     |                 | 110分      | 110分        |
| 1 道路交通の現状   | (1) 交通障害の状況<br>(2) 交通規制                                 | 講義<br>教本、視聴覚教材等 |           |             |
| 2 交通事故の実態   | (1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析<br>(2) 重大事故の実例<br>(3) 交通事故の惨状 |                 |           |             |
| 3 運転者の社会的立場 | (1) 運転免許の意義<br>(2) 運転者の責任                               |                 |           |             |
| 4 安全運転の心構え  | (1) 安全運転の基本的考え方<br>(2) 安全運転の実践<br>(3) 事故防止のポイント         |                 |           |             |
| 5 安全運転の基礎知識 | (1) 安全な運転<br>(2) 防衛運転<br>(3) 人間の感覚と判断能力                 |                 |           |             |

|                                  |  |                               |     |     |
|----------------------------------|--|-------------------------------|-----|-----|
|                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 視覚の特性</li> <li>イ 過労等の影響</li> </ul> <p>(4) 飲酒運転の危険性</p>  |                               |     |     |
| 6 道路交通法<br>令の知識及び<br>安全運転の方<br>法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常点検要領</li> <li>(2) 走行の基本 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 座席ベルトの着用</li> <li>イ 運転操作</li> <li>ウ 進路変更</li> </ul> </li> <li>(3) 歩行者の保護</li> <li>(4) 自転車に乗る人の保<br/>護</li> <li>(5) 車間距離</li> <li>(6) 追越し</li> <li>(7) 交差点通行</li> <li>(8) 駐車と停車</li> <li>(9) 危険な場所などでの<br/>通行 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 夜間、トンネル</li> <li>イ カーブ</li> <li>ウ 悪天候等</li> </ul> </li> <li>(10) 高速道路の通行 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高速走行の危険性</li> <li>イ 高速道路への出入<br/>り</li> <li>ウ 高速走行の方法</li> </ul> </li> <li>(11) 二輪車に対する注意 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 二輪車の特性</li> <li>イ 二輪車事故の特徴</li> </ul> </li> <li>(12) 事故と故障時の措置</li> </ul> |                               |     |     |
| 7 事件事例研<br>究に基づく安<br>全運転の方法      |  | 発表（適宜、デ<br>ィスカッション<br>方式をとる。） | 30分 | 30分 |
| 8 運転適性に                          | (1) 筆記による診断と指  | 個別的指導                         | 40分 | 40分 |

|                    |   |                               |      |      |
|--------------------|---|-------------------------------|------|------|
| についての診断と指導①        | 導<br>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導              | 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等            |      |      |
| 9 社会参加活動           | (1) 活動方法の説明<br>(2) 現場活動                   | 活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行う。        | 150分 | —    |
| 10 運転適性についての診断と指導② | (1) 実車による診断と指導<br>(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導 | 実技<br>教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等 | —    | 120分 |
| 11 面接指導            |   | 個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）      | —    | 30分  |
|                    | 考査  |                               | 30分  | 30分  |
| 講習時間合計             |   |                               | 360分 | 360分 |

#### 備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けるものとする。
- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

#### 2 二輪運転者用

| 講習科目 | 講習細目          | 講習方法 | 講習時間      |             |
|------|---------------|------|-----------|-------------|
|      |               |      | 社会参加を含む講習 | 社会参加を含まない講習 |
|      | 開講<br>講師の自己紹介 |      | 110分      | 110分        |

|                      |   |                            |
|----------------------|---|----------------------------|
|                      | <p>受講者の点呼</p> <p>講習概要及び日程の説明</p> <p>受講者の心得の説明</p>   |                            |
| 1 道路交通の現状            | <p>(1) 交通障害の状況</p> <p>(2) 交通規制</p>  | <p>講義</p> <p>教本、視聴覚教材等</p> |
| 2 交通事故の実態            | <p>(1) 二輪車事故の実態</p> <p>(2) 二輪車事故の特徴</p> <p>(3) 重大事故の実例</p> <p>(4) 交通事故の惨状</p>   |                            |
| 3 運転者社会的立場           | <p>(1) 運転免許の意義</p> <p>(2) 運転者の社会的責任</p> <p>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任</p>  |                            |
| 4 安全運転の心構え           | <p>(1) 安全運転の基本的考え方</p> <p>(2) 安全運転の実践</p> <p>(3) 事故防止のポイント</p>  |                            |
| 5 安全運転の基礎知識          | <p>(1) 二輪車の特性</p> <p>(2) 車種の選び方</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則</p> <p>(5) 人間の感覚と判断能力</p> <p>(6) 飲酒運転の危険性</p> |                            |
| 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 | <p>(1) 日常点検要領</p> <p>(2) 走行の基本<br/>ア ドライビング・スペースとポジション<br/>イ 防衛運転</p> <p>(3) 歩行者の保護</p> <p>(4) 速度と車間距離</p>                |                            |

|                     |  |   |      |      |
|---------------------|--|---|------|------|
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 追越し</li> <li>(6) 交差点通行</li> <li>(7) 夜間走行</li> <li>(8) 気象条件に合わせた<br/>運転</li> <li>(9) 高速道路の通行</li> <li>(10) 改造車の運転禁止</li> </ul>   |   |      |      |
| 7 事故事例研究に基づく安全運転の方法 |  | 発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）   | 30分  | 30分  |
| 8 運転適性についての診断と指導①   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 筆記による診断と指導</li> <li>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</li> </ul>  | 個別的指導<br>教本、運転適性検査器材視聴覚教材等  | 40分  | 40分  |
| 9 社会参加活動            | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 活動方法の説明</li> <li>(2) 現場活動</li> </ul>  | 活動内容に応じて、必要な資器材等を用いて行う。   | 150分 | —    |
| 10 運転適性についての診断と指導②  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実車による診断と指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日常点検</li> <li>イ 乗車姿勢</li> <li>ウ 基本走行                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 発車要領</li> <li>(イ) 低速走行及び通常走行</li> <li>(ウ) 停止要領</li> </ul> </li> <li>エ 応用走行                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 制動訓練</li> <li>(イ) コーナーリング訓練</li> <li>(ウ) スラローム走行</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> | 実技<br>個別的指導<br>（適宜、ディスカッション方式をとる。）<br>教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等 | —    | 120分 |

|             |                                     |                                      |      |      |
|-------------|-------------------------------------|--------------------------------------|------|------|
|             | 等の訓練<br>(2) 運転シミュレーター<br>操作による診断と指導 |                                      |      |      |
| 11 面接指導     |                                     | 個別的指導（適<br>宜、ディスカッ<br>ション方式をと<br>る。） | —    | 30分  |
|             | 考查                                  |                                      | 30分  | 30分  |
| 講 習 時 間 合 計 |                                     |                                      | 360分 | 360分 |

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別表第13（第62条の22関係）

若年運転者講習の講習科目及び時間割等に関する基準

| 日   | 講習科目                     | 講 習 細 目   | 講習方法 | 講習時間 |
|-----|--------------------------|---|------|------|
| 第1日 | 運転適性検査                   | 運転適性検査（73C型）  | 検査実施 | 1時間  |
|     | 技能録画①                    | 講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。   | 実車   | 1時間  |
|     | 性格と運転の概説                 | 視聴覚教材や運転適性検査の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。                                    | 座学   | 1時間  |
|     | 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導① | 運転適性検査の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。 | 座学   | 1時間  |

|     |                          |  |    |     |
|-----|--------------------------|--|----|-----|
|     | 安全運転のための指導①              | 実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査の結果及び運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。  | 実車 | 1時間 |
| 第2日 | 技能録画②                    | 講習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。  | 実車 | 1時間 |
|     | 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導② | 各講習生の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。   | 座学 | 1時間 |
|     | 安全運転のための指導②              | 実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査の結果及び運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②を踏まえ、講習生の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。 | 実車 | 1時間 |
|     | 講習全体の振り返り                | 講習生に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。  | 座学 | 1時間 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。

別表第14（第62条の30関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習の講習科目に関する基準

| 講習科目 | 講習細目 | 講習方法 | 講習時間 |
|------|------|------|------|
|      | 開講   |      | 5分   |

|                                     |   |                            |      |
|-------------------------------------|---|----------------------------|------|
|                                     | 講習の概要及び日程の説明<br>講習を通じ学ぶべき事項についての説明                        |                            |      |
| 1 考査                                | 道路交通法令に係る理解度の確認   | 小テスト                       | 20分  |
| 2 体験談紹介<br>(被害者及び被害者遺族等)            | 特定小型原動機付自転車危険行為が引き起こした交通事故の惨状について説明                       | テキスト                       | 15分  |
| 3 事例紹介及び疑似体験                        | (1) 受講者が犯しやすい違反行為が要因となる交通事故の事例紹介<br>(2) 交通事故の危険性の疑似体験又は説明 | ・テキスト<br>・映像教材<br>・事件事例シート | 20分  |
| 4 体験談紹介<br>(特定小型原動機付自転車運転者又は自転車運転者) | 特定小型原動機付自転車又は自転車の事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明                   | テキスト                       | 15分  |
| 5 特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底            | 特定小型原動機付自転車の交通ルールの遵守について根拠とともに説明                          | テキスト                       | 20分  |
| 6 個人ワーク<br>討議会                      | (1) 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習を実施<br>(2) 学習シートに基づく討議及び指導 | ・テキスト<br>・学習シート            | 40分  |
| 7 再考査                               | 道路交通法令に係る理解度の再確認  | 小テスト                       | 10分  |
| 8 総括                                | (1) 感想文の作成<br>(2) 講師の講評                                   | 感想文                        | 35分  |
| 合 計                                 |   |                            | 180分 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けるものとする。

別表第14の2（第62条の38関係）

自転車運転者講習の講習科目に関する基準

| 講習科目                     | 講習細目  | 講習方法                       | 講習時間 |
|--------------------------|---|----------------------------|------|
|                          | 開講<br>講習の概要及び日程の説明<br>講習を通じ学ぶべき事項についての説明                  |                            | 5分   |
| 1 考査                     | 道路交通法令に係る理解度の確認   | 小テスト                       | 20分  |
| 2 体験談紹介<br>(被害者及び被害者遺族等) | 危険行為が引き起こした交通事故の惨状について説明                                  | テキスト                       | 15分  |
| 3 事例紹介及び疑似体験             | (1) 受講者が犯しやすい違反行為が要因となる交通事故の事例紹介<br>(2) 交通事故の危険性の疑似体験又は説明 | ・テキスト<br>・映像教材<br>・事件事例シート | 20分  |
| 4 体験談紹介<br>(自転車運転者)      | 自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明                                 | テキスト                       | 15分  |
| 5 自転車の交通ルール遵守の徹底         | 自転車の交通ルールの遵守について根拠とともに説明                                  | テキスト                       | 20分  |
| 6 個人ワーク<br>討議等           | (1) 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習を実施<br>(2) 学習シートに基づく討議及び指導 | ・テキスト<br>・学習シート            | 40分  |
| 7 再考査                    | 道路交通法令に係る理解度の再確認  | 小テスト                       | 10分  |
| 8 総括                     | (1) 感想文の作成<br>(2) 講師の講評                                   | 感想文                        | 35分  |
| 合 計                      |   |                            | 180分 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けるものとする。

別表第15（第77条関係）

特定任意高齢者講習の講習科目に関する基準

| 講 習 科 目           | 講 習 細 目  | 講 習 方 法       | 講 習 時 間    |
|-------------------|--|---------------|------------|
|                   | 開講<br>講習概要や受講上の留意事項等についての説明                              |               | 30分<br>以上  |
| 1 道路交通の現状と交通事故の実態 | (1) 地域における交通事故情勢<br>(2) 高齢者の交通事故の実態<br>(3) 高齢者支援制度等の紹介   | 講義            |            |
| 2 運転者の心構え         | (1) 安全運転の基本<br>(2) 交通事故の悲惨さ<br>(3) シートベルト等の着用            |               |            |
| 3 安全運転の知識         | (1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法<br>(2) 危険予測と回避方法等<br>(3) 改正された道路交通法令 |               |            |
| 4 運転適性についての指導①    | 運転適性検査器材による指導  | 運転適性検査器材による指導 | 30分<br>以上  |
| 5 運転適性についての指導②    | (1) 事前説明<br>(2) ならし走行<br>(3) 課題<br>(4) 安全指導              | 実車による指導       | 60分<br>以上  |
| 合計                |  |               | 120分<br>以上 |

備考1 普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は5以外の受講とし、講習時間は60分以上とする。

2 実施順序は問わないほか、1から4までについては、それぞれの講習科目を分割した上で連続して行わないことも可能とする。

3 1から4までについては、5の順番待ちの時間に行うことも可能とする。

別表第16（第84条関係）

認知機能検査員講習の基準

| 講 習 科 目            | 講 習 内 容   | 時 間  |
|--------------------|---|------|
| 1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論 | (1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論<br>(2) 認知症の症状と対応方法   | 90分  |
| 2 高齢運転者対策の概要       | (1) 高齢運転者の交通事故情勢<br>(2) 認知機能検査の内容<br>(3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施<br>(4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書<br>(5) 安全運転相談 | 60分  |
| 3 認知機能検査の実施方法      | (1) 認知機能検査の実施方法<br>(2) 検査結果の採点方法<br>(3) 検査結果の伝達方法<br>(4) 認知機能検査の模擬実施<br>(ロールプレイング)                                  | 150分 |
| 合計                 |   | 300分 |

備考 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けるものとする。

(別記様式省略)